

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策棟接続工事））【5】」

2. 日 時 : 令和3年7月29日 13時30分～16時25分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、中房上席安全審査官、井上主任安全審査官、

鈴木主任安全審査官、堀口主任安全審査官、安田主任安全審査官、

西内安全審査官、畠山安全審査官、藤川安全審査官

九州電力株式会社 :

原子力発電本部 原子力工事グループ副長◎ 他21名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

・資料1 川内1号機 緊急時対策棟接続工事設工認 説明事項リスト
（機電関係）

・資料2 川内1号機 緊急時対策棟接続工事設工認に係る確認事項に対する回答

・資料3 川内1号機 緊急時対策棟接続工事設工認 説明事項リスト
（耐震関係）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のニシウチです。それではこれから限界じゃない、川内原子力発電所のと緊急時対策棟接続工事に係る設計を工事計画認可の申請に係るヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願ひしますそれでは九州電力のほうから説明をお願いします。
0:00:23	はい。
0:00:24	九州電力のゴタンダでございます。本日は川内1号機の仙台緊急時対策棟接続工事に係る設工認の説明事項2についてご説明させていただきたいと思ひます。資料につきましては、来煉瓦は資料(1)番の資料で御説明をさせていただきたいと思ひてございます。
0:00:44	早速説明でございますが説明事項のNo.一番から順に御説明させていただきたいと思ひます。ナンバー一番の説明項目でございますが、こちら前回のヒアリングで議論のございました。月そこに先認可をいただいでございます緊急時対策棟の指揮所、
0:01:02	設置工事に係る工認において設置する設備につきまして本設工認での説明方針について記載を検討してございます。検討内容につきましては別紙にまとめてございます(1)の2ページをお願いいたします。
0:01:16	はい。
0:01:19	(1)の2ページでございますが、こちらへ式そこに設置した設備等に関する本申請における添付資料における説明方針ということで検討内容をまとめてございます。1ポツの記載方針でございますが、まず令和6、令和。
0:01:34	3年の6月3日付で認可をいただいでございます工事計画のいわゆる指揮所工認でございますが、指揮所工認で設置することとした設備につきましては、本申請による緊急時対策所の接続に伴い、緊急時対策所す気象単体での運用から緊急時対策所の指揮所、
0:01:53	休憩所連絡通路一体とした緊急時対策所括弧緊急時対策棟内での運用へと扱いが変更になるとなります。このいったように適用につきましては本申請の本部の緊急時対策所基本設計方針に、
0:02:08	記載しておりますが、添付資料におきましては設備仕様や設計の条件に変更がないことから、指揮所工認で説明した内容に影響を与えないことから現状申請書の添付資料には記載をしていない状況でございます。一方で本設工認におきまして、一体運用開始することを踏まえまして、
0:02:26	接続部5も緊急時対策所全体では適用性を把握するという観点から指揮所工認で説明した内容に影響与えない添付資料についても、本部の基本設計方針にひもづけて添付資料でその旨記載することと、検討してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	各添付資料ごとの具体的な記載する方針につきましては表 1 にまとめてございます。
0:02:50	御説明方針の変更に伴います対応例ごとに御説明させていただきます。
0:02:56	まず上から設置許可整合性等は自然現象に関する説明書等でございますが、これらにつきましてはもともと指揮所へ緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があると考えてございまして、全体で。
0:03:11	来こ機構に範囲も含めて説明していることから今回の記載方針の変更に伴う追加の対応等はございません。
0:03:19	続きましてこの対応例の 1 と書いているところで具体的には設定根拠に関する説明書等が該当しますが、これらにつきましては基礎工に並びに今回の接続工事に伴う設工認におきまして、審査の申請対象につきまして添付資料を添付している状況でございます。
0:03:39	この中で、指揮所工認等の指揮所工認設置設備の棟のうち、設備仕様及び設計条件の変更がないものにつきましては、S基礎工の呼び込みをこの添付資料の中で行うことを検討してございます。
0:03:54	具体的な財源につきまして(1)のページに示してございます。
0:04:00	(1)の 5 ページの 2 ポツでございますが、こちらの対応例 1 のところでございますが、これが指揮所工認並びに今回の設置等に生成におきまして、同じ添付資料を添付しているものにつきましてはエスポ一回添付資料の中で指揮所公認の呼び込みを追記することとして記載で
0:04:19	記載してございます。この太枠の
0:04:23	中について記載を追記することを間検討してございまして、こちら例として耐震性に関する説明書で記載してございますが読ませさせていただきますと、なお令和元年 6 月 3 日付で認可を受けた工事計画A指揮所工認で設置した設備等の耐震評価につきましては今回の申請においてもSs
0:04:43	BCを評価条件等に変更がないことから指揮所工認の添付資料によるということに記載することで本文との整合性を図ることを検討してございます。
0:04:53	ページ戻りまして(1)の 2 ページでございますが、
0:04:57	同様にaー対応させていただく添付資料につきましては設定根拠に関する説明書、並びに健全性に関する説明書、(1)の 3 ページでございますが、安全避難通路に関する説明書、非常用照明に関する説明書
0:05:13	耐震性に関する説明書、(1)の 4 ページでございますが、
0:05:19	強度に関する説明書につきましては同様に添付資料の中で読み込みの記載をすることを検討してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	画一の 2 ページに戻っておりますその説明が抜けましたが設定根拠に関する説明書の中では一部指揮所工認で説明した添付資料の内容から変更しているものがございまして、これにつきましては参考のところまで
0:05:43	お示しをさせていただきます。
0:05:46	続きまして、対応例の
0:05:48	少々お待ちください。
0:06:01	九州電力の素案でございます続きまして対応例の 2 番でございますが、(1) の 3 ページをお願いいたします。
0:06:10	こちら具体的な資料としましては、蒸気タービン、
0:06:14	ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書等へ式そこには添付しているものの、今回の設工認が添付してない書類
0:06:23	つきましての記載方針でございます。これらの製造につきましては新たに添付資料作成数値その当該店治療の中で読み込みを行うことを検討してございます。具体的な電池をつけましては
0:06:37	蒸気タービンの損傷に伴う飛散物に村長に防護に関する説明書並びに通信連絡設備に関する説明書
0:06:45	(1) の 4 ページでございますが、放射線管理用計測措置に関する説明書、Rayleigh 管理装置設備に関する説明書
0:06:54	並びに非常用発電装置の出力の決定に関する説明書については同様の対応を行うことを考えてございます。具体的な記載例につきましては(1) の 5 ページに記載しております。
0:07:06	この下段のほうの対応例の 2-口でございますが、新たに添付資料を作成し、
0:07:12	1 ポツの概要につきましては、上部に適用するものというものを記載しておいたポツの中で対応例 1 と同様に、
0:07:22	指揮所工認によるものを記載することを検討してございます。
0:07:28	続きまして(1) の 6 ページをお願いします。
0:07:32	こちらがちよっと先ほどすべて究明した設定根拠の中で、そこから説明が変更するものについてお示しをさせていただきます。具体的な空気ボンベと。
0:07:42	(1) の 9 ページでございます緊急対策所非常用空気浄化ファンが倍としますが、内容については赤字で、
0:07:51	IT するようなつつ、設備の仕様を決定するための設定根拠の条件等が一部変更となっております。これにつきましては
0:08:03	設備の仕様変更がないことから補足説明資料で御説明することを考えてございます。
0:08:10	1 に関する説明は以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:15	はい。
0:08:19	セキに基づきましてよろしいでしょうか。
0:08:22	規制庁ニシウチですけど、一つずつ区切って行きますでしょうか。あまり内容が関係性が高くないので、
0:08:31	よろしいですか。
0:08:34	九州電力ゴタンダです処置しました。まず今節規制庁ニシウチです。
0:08:41	基本的な方針を所理解をしました。
0:08:47	一番明確になる対応かなと思いますので、一応認識前提の認識の確認だけですけども。
0:08:56	基本設計方針の変更っていうものもちろんこうじゃ内容として申請をしていて、その基本設計方針の変更っていうのは、いわゆる緊待所指揮所っていうものから、一体運用する緊対小児期の設計保証変更するものであると。
0:09:12	その変更内容に関係する内容として添付資料に今まで指揮所工認手続書工認の設備として使っていたものを一体運用する勤退所設備として使うけども設計に変更はないということを明確に説明をしているという前提のスタンス
0:09:27	と理解をしていますけどそういう理解でよろしいですかね。
0:09:32	はい、九州電力のゴタンダです。その認識でございます。
0:09:36	規制庁に周知です承知しますと、まずはいただいた方針で理解をしましたので、まずはこの内容でちょっと事実確認を進めたいと思いますんで、
0:09:51	その上でちょっと1、1点だけ理解できなかったところがあって、最後に説明いただいていた対応例のみですかね。だから通しページで言うと1-6ページ以降、
0:10:03	1-6ページ以降のもの設備設定根拠で、
0:10:08	その設定評価条件を一部変更になるものについては、これは添付資料での記載ではなくて補足説明資料での記載を考えているという説明があったと理解していいですか。
0:10:29	九州電力のゴタンダでございます。その通りでございます、設定根拠に関する説明書の変更事項につきましては設備の仕様の変更があるものではございませんでその積み上げにかかるところに変更があるものと認識してございますので、
0:10:45	これはあくまで補足の内容と書いてございます。
0:10:51	以上です。
0:10:54	規制庁ニシウチです。
0:10:58	ちょっとそこだけが理解ができてなくてですね、先ほどちょっとその前提のスタンスを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:07	確認をさせていただいたと思うんですけど。
0:11:09	結局緊待所一体運用するっていう変更するので、その変更への価格変更内容に係る添付資料が出てくると。
0:11:19	そうすると、
0:11:21	今まで指揮所後任として使っていた設備を一体運用する全体の市設備として使うと、それでもういわゆるこの設備仕様でいけるよう、この要領で問題ないよっていうことをまさに設備設定根拠で示していただくのかなと思うんですけど。
0:11:38	ただその前提のスタンスから踏まえると、何でこれだけ補足に落ちるのかっていうその切り分けがよく理解できないんですね。
0:11:46	そこだけちょっと理解できないっていうだけなんですけどその具体的な理由って何かもう少しありますか。
0:11:56	少々お待ちください。
0:12:37	ですけど今の設定根拠両括弧 1 から 6 からつくものにつきましては、ニシウチさんのおっしゃる通りではあるんですけどもまず設備の評価が設定根拠を以降の
0:12:52	添付書にひもづく評価については、この仕様によって決まる評価条件決まるものだと考えてございます。一方下の設定根拠は何か御意見につきましてはシヨウ決めための積み上げになりますので、
0:13:09	補足に該当する内容かなというのも考えてございました。ただ今回一体運用という特殊なちょっと実情も考えると天空統治する話も社内でも出てましたので、
0:13:24	今もう一つの案としましては補足とは言いましたが設定根拠の別添という形で出てこん中に入れ込むことで対応できると考えてございます。そこについて今後調整させていただければと考えてございます。
0:13:42	規制庁ニシウチです。
0:13:46	つけるべきというコメントではなく、どちらかという他との整理他との他の説明書で記載指揮所工認を呼び込む整理と設定根拠では読み込まない今呼子ないというかも記載をしないで、そこだけは補足に落とすっていうところの
0:14:03	全体的のせい全体の整理の話だと思っていて、
0:14:07	そのちょっと理由、今の現状の説明だけだとその切り分けの切り分けがある理由っていうのがよくわからなかったというのが今コメントです。
0:14:16	現地でのコメントです。なので、ちょっと今ヤギさんの方から御発言あった通りですけども。
0:14:22	一応今の私の理解では設備設計根拠ってまさに
0:14:27	申請をしている設備、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	が、その設定でいけるんだっていうことを説明する、その妥当性を説明する資料だと思っています。
0:14:38	今回一体運用する設備。
0:14:42	として、基本設計方針で申請をしているものだと思うので、まさにその一体運用できる一体運用した式設備として設定根拠をまさに説明いただく資料だと思うので、
0:14:55	説明書の存在意義というか趣旨を踏まえれば、
0:15:00	まさに添付で説明されるべき話。
0:15:04	かなという理解が現状だと理解だったんですね、7で今先ほどヤギさんがおっしゃられたようにちょっと一度整理をいただいて、もしこのまま整理をするこのままの整理で進めるということであれば、もう少しその考え方を切り分けを具体的に説明をいただきたいと。
0:15:21	その上で、やはり検討し直した結果添付をする3添付書に記載をするということであれば、そういう意味では全体の整合とれているのかなと私は理解をしましたので、ちょっとその部分を含めて改めてあの件御検討いただいて資料は充実をいただければと思うんですけども、そういったの形でよろしいでしょうか。
0:15:49	九州電力ヤギでございます。今回の典プールの読み込み等につきましては、変更後の基本設計方針に対するあくまで方針に対して全体通して説明が必要なものと考えてございまして、
0:16:03	その部分については全部署の添付書中でしょうかとは変わらないので影響ありませんと書き込むと考えてございます。一方接着根拠につきましては、要目表対象の申請対象設備に対する
0:16:19	積み上げになりました、空気ポンベとかにつきましては、要目表に該当するところに変更はございませんので、ポンベ単体が今回申請対象かっていうと、そうではないと我々販売でございます。
0:16:34	ただ基本設計方針の中でポンベも含めた運用が入ってるという認識にはなりますので、この積み上げの部分っていうのは、どっかでお示しする必要があるかと考えたときに、僕自体が申請対象ではないと。
0:16:49	いう理解になっておりますので
0:16:53	設定根拠の添付ってよりもまずは遅くなるのかなという考えでございました。
0:16:57	弁閉0業務をちょっと検討する余地があるのかなと考えてございます。
0:17:05	規制庁ニシウチですあ、今の説明で主旨は理解をしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:12	少なくとも今現状の説明資料だと、そういったものまでところまでは表現できていないのかなと思っていて、なぜここだけちょっと切り分けられているかっていう部分が少しと読み取れないと思っていたので、
0:17:23	まずそのスタンスなのであれば、ちょっとこの補足説明資料になりますけども、補足説明資料上で明確にその考え方をお示ししていただきたいというのが一つ。
0:17:33	その上で先ほどそちらの中で、別添として書くっていう案もあったということがあったと思うので、改めてまずはもう一度改めてそのこの位置付けというものを整理をいただいて明確にこの資料に落としていただくっていうことをお願いしてもいいですか。
0:17:51	九州電力のゴタンダでございます。承知しました。
0:17:56	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。その点も含めて改めて事実確認をしたいと思うんですけどもそれ以外の部分の添付資料の整理についてはちょっとまた改めて申請書を含めて、ちょっとボリュームが大きいのでまた確認しきれてないというのが現状ですけれども、ちょっとこちらのほうでの事実確認を進めて整合性がとれていない部分があればまた
0:18:16	確認を進めていきたいと思っておりますので、現状はこれで承りましたのでは引き続き確認を進めていきたいと思っております。
0:18:25	私からは本件以上ですけれども、よろしいですか。
0:18:29	はい。
0:18:30	はい。それではまずは先ほどのころ充実をいただく上のこの部分は事実確認を進めるということで、本件を一堂にしたいと思っております。では次のコメントを続けてお願いします。
0:18:43	はい。九州電力のニシゾノです。続きまして(1)の1ページのナンバー
0:18:51	2とNo.3のほうが火災関連のコメントになります。説明事項率になりますので、あわせて御説明差し上げたいと思っております。まずナンバー2のほうですが、補足説明資料5-2で回答
0:19:06	5-2で
0:19:08	前回のヒアリングでもあります非常用空気浄化系の火災防護設計についてでこちらに電動弁
0:19:15	の当設備が電動弁含めた設備となっております、今回、補足説明資料5-3におきまして、当位置を火災から防護する設備について、明確化した補足説明資料を準備してますし、映像こちらの資料が、
0:19:37	(1)の11ページからになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:41	また、右肩な右上ナンバー2の資料で火災の補足説明資料5-3として、新たに作成したものになります概要等午後、
0:19:53	機器等の選定については省略させていただきます、
0:19:57	具体的に(1)の12ページの上のほうで御説明させていただきます。
0:20:02	まず今回の防護対象としてなるものとしては、今回本へ設工認の申請対象等ツヅキ対象となる設備としてすべて挙げております。その中で今回No.123とございますが、すべて防護としては、
0:20:21	もちろん、なぜ投票に上げる状況です。その上で選定理由区分の○をとってあげた上で注書きである通り、すべて今回で3注意に書いてます通り、今回
0:20:37	緊待所に係る重大事故等対処施設であるが、不燃材であるステンレス鋼管即応A及び鉄筋コンクリートを使用する設備であるため、火災による影響を受けないことから、対象おそらく行っちゃ対象外とすると。
0:20:53	いったところでこちらの添付資料にも
0:20:56	既工認から書いてある、内容ですけれども、10日注意2として、／不燃材ということでの防護対象外ということを書いています。もう一つ、注意3で書いてる通りで、前回少し議論にもなりました。
0:21:13	緊待所の非常用空気浄化設備し配管におきましては、一番最後、ナンバーワンの設備のところでも、電動弁含むで全体を表してはいますが、連動で落ちるつくんでるものになってます。そちらにつきましては注意さんね書いてる通りで、
0:21:29	こちらの主配管のうち電動弁につきましては火災防護を行う機器として選定して火災防護対策を実施するといったことを記載しております。簡単になりますが、コメントナンバーツーのほうは以上になります。
0:21:46	もう一つカッコ1-1ページのナンバースリーの
0:21:51	内容について御説明差し上げます。少し前のヒアリングにおきまして添付資料に書いております。火災感知器、こちらがいわゆる連絡通路のアンチだつたり総括設備というものが、
0:22:07	具体的にどういったものがあるかっていうところが、現在申請させていただいてます。した際の添付資料5においては、少し不明確なところもございましたので、こちらのコメント詰め説明事項リストに書いてます。内容の通りで、
0:22:24	今後補正申請含めて検討させていただきたいと考えてます。
0:22:30	説明内容のところ、
0:22:32	読まさせていただきますけども、連絡通路におきましては感知器として煙感知器及び熱感知器を設置して今回消火設備としては銀行緊急対策所の指揮所側の前期ハロン自動消火設備からの配管を委員長する設計としてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:49	こちら内容を明確化するというので、添付資料 5 において、以下の追記をさせていただきますというふうを考えてます。こちらのこちらの内容お送りしている資料と我々が考えてます資料、
0:23:04	そこがありましたのでそこら案その辺りは即して、御説明差し上げます。冒頭ぽつから始まってます通りで、
0:23:15	緊対棟に設置する緊対所に係る重大事故等対処施設に対する火災感知設備は、こういうような信号を発する。
0:23:23	異なる種類の感知器として煙感知器及び熱感知器を組み合わせて設置してまた消火設備は緊対棟過去識者の全域ハロン自動消火設備から配管を延長する設計であると。
0:23:37	こちらのそのあとの文章を少し、今回思っているところと記載が違うので、ちょっと口頭で御説明差し上げますけども、当該設備の設計については、指揮所公認の
0:23:52	a. 治療 5 に示す、設計から変更がないため、5 ぽつぽつの火災の感知及び消火設備の設計によるといったところで
0:24:04	今後の補正申請含めて検討を考えているところです。簡単に言いますこの今回つう連絡通路にどういったものを設置しますと、どういったと消火設備を設置しますというものをきちんと明確化した上で、
0:24:21	連絡通路としての設計が同じですので、指揮所公認の呼び込みを行うといったもので記載を考えております。冒頭ありますナンバーワンのコメント 0 括弧 1 の 3 ページでありました通り、
0:24:39	火災の検知量としては一体で説明するといったところできちんと一体で説明している中でも、こちらの連絡通路につきましては少し火災の感知の設備と償還設備、こちらを明確化するといった位置付けで
0:24:55	考えております。ナンバー3 につきましても説明は以上になります。
0:25:02	はい。規制庁ニシウチです。ありがとうございます。まずナンバー2 のほうからです。私からちょっと幾つかですけど。
0:25:11	まず、
0:25:19	1 の通しページの 1-12 ページですかね。
0:25:26	これが今回の申請で追設追加する部分。
0:25:33	追加するところにおける火災防護対象設備であるという説明だと思うんですけど、まずこのNo.123 の中で、
0:25:43	注 2 で結局はじかれる配管とかははじいていると思うんですけど、そういう意味で残るものは電動弁だけという理解ですか、要はNo.1 の
0:25:54	休憩所側の電動弁

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:56	だけが残るという理解いいんですかね。
0:25:59	ですから、
0:26:00	はい、その後になります。わかりました。
0:26:04	もう1点を
0:26:06	これ申請書の記載ですけど、申請書の今の現状の火災防護説明書だと。
0:26:12	具体的に火災防護を行う機器等の選定のところの記載で、
0:26:19	緊待所に関わるSA設備とあと当該設備に使用するケーブルを防護対象とするみたいな趣旨で書いてると思うんですけど、これケーブルっていうのは具体的にこのNo.123のどれに含まれるんですかね。
0:26:35	何か別な気もしないでもないんですけど。
0:26:40	具体的にこれケーブルって、今回の資料でいうと、
0:26:46	A1-15ページのところで具体的に連絡通路に設置されるようなケーブル劣化れてると思うんですけど、こういったケーブルの例えばどれがとかって何か具体的なものがありますか。
0:26:58	先ほど言われた例えば(1)-12ページ3000戻らせていただいた場合に、こちらで書いてる通り電動弁を含んでますので、いわゆるSA設備としての電動弁で電動弁ちゆうことはつまり電源が
0:27:15	少なくとも必要ですっていう状況になりますので、
0:27:19	スズキナンバーワンのこの空気浄化系の電動弁に対する電源ケーブル、こちらを検知の中でも、もちろん防護対象としては選定させていただいて、
0:27:36	ニシウチです。1-15ページのほうのちょっとリストで確認をしたいんですけど。
0:27:43	今言われたのは、1-15ページのこの表を1で言うと、No.6の電動弁用の電源ケーブルと制御ケーブル、
0:27:53	該当するってことですかね。
0:27:56	はい、九州電力にそれぞれの通りでございます。わかりましたその他のケーブル類はどういう位置付けなんでしょうかということも含めてちょっとこの表にケーブルがわかるように明確にケーブルも含めてわかるように、要はの申請書の記載で、
0:28:11	設備とケーブルを対象として守るっていうふうに言っていると思うので、それに合わせて補足説明資料の記載にして欲しいというのがオーダーです。
0:28:22	消火の九州電力に伝えられ承知しましてはいません。おっしゃられる通り、添付資料は防護対象設備選定の上でケーブルについても言及してますけどもちょっと補足のほうで確かに添付資料と整合とれてない。あそこ出ますので。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:38	(15)は具体的な名称も含めて上がってますし、ちょっときちんとケーブルを踏 まえた防護対象の整理ということで、また改めて見直しさせていただきます。
0:28:52	以上です。
0:28:53	はい。
0:28:54	はい。規制庁に周知ですが、まず事実確認ということでその部分の明確化 はよろしくをお願いします。
0:29:02	あとはもう単純にこれ申請書の記載の話かもしれないですけど、例えば新基 準対応工認、
0:29:10	なさいとかには、実際に申請書上で、具体的に防護する防護対象とする機器 リストみたいなものをつけて申請書の中で具体的にこの設備、例えばこの弁 がの防護対象だとかっていうの特定したと思うんですけど。
0:29:24	それは今回の個別工認の場合だと文章で書かれていて、具体の説明まで特 定をしていないでそれは補足に落ちてるってということだと思うんですけど、そ この考え方だけちょっと整理がよくわからなくて、
0:29:35	どういう考え方で、要は今回もう機器リストとして申請書に載ってこないんでし たっけっていうその整理の話だけなんですけど。
0:29:43	すいません一応原管しまして、前回のですね、
0:29:50	設置ありのご説明で補足説明資料 5-2 と。
0:29:55	いった資料が手元があれば、もし御説明ができるかなというんですけどもなく ても口頭で御説明させていただくとですね、一応補足説明資料 5-2 の中で、 今回、説明補足説明資料の 5-3 でいうナンバーワンの
0:30:13	非常用空気浄化系の配管として別途防護しますってということで、
0:30:20	非常用空気浄化系の火災防護設計に対する補足説明資料という位置付けと 5-2 を出してます。
0:30:26	その中で、
0:30:30	と配管系につきましては、ホアシます。いわゆる丸ですということで説明してま して、また同じように、不燃材である配管だったり、どうダンパってというのは、防 護の対象外です。
0:30:45	もう一方で電動弁につきましては、と火災防護を行う機器として選定してますと いうことで、付則の中で書いてますので、そのあとですねなお以降で書いてる 文章がありまして、前回もこれ御説明差し上げているところなんですけども、添 付資料、
0:31:03	の後任のアセス等により検知の中では要目表対象だったり基本設計方針に 記載される設備。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:12	そういったものを記載する方針というのが従来からの既工認からの方針として、ありまして、いわゆるこういった一体のこの系統配管であった場合の電動弁をスペシャルで、
0:31:27	特出しして
0:31:31	添付資料を重ねてみる中にも書くようなことを従来してないってところもございまして、方法としてはきちんともちろんやっていますので、御説明はなるんですけども、補足説明資料の添付資料の中では、
0:31:47	電動弁というところでトクダして御説明するものではないということで表をつけてないと。
0:31:54	いう結果になってます。
0:31:56	説明は以上です。
0:31:59	うん。規制庁ニシウチです。失礼しました。思い出しました。その説明で結構ですので大変失礼しました。ちょっと続けてですけども、あとちょっと別の話になる火災防護対象から外れて火災区域区画の話なんですけど。
0:32:16	今回はいわゆる連絡通路の中に、
0:32:22	タカキュー
0:32:25	違う指揮所側の火災区域の一部を連絡通路がまで延長をして火災区域を変更しますって話があればあるとあっていて、
0:32:40	そうすると、その区域の延長した区域で対象としている防護設防護対象設備っていうのは、での弁はこれ指揮所じゃないと休憩所側に入っているんで、急傾斜を今回追加する火災区域の外だと思うんですけど。
0:32:57	いわゆるケーブル類、連絡通路に設置してるケーブル類がその追加した火災区域区画の防護対象となっている。
0:33:06	という理解でいいですかね。
0:33:09	九州電力ニシゾプラスその通りですが承知しましたありがとうございます。ちょっとそこも明確にしといていただきたいとよければ先ほどの1-12ページ。
0:33:20	具体的に防雪防護対象設備をケアのケーブルも含めてちょっと明確化をしていただくってことをお願いしたと思うんですけど、そこで具体的にこの火災区域で、
0:33:30	に該当しますってところの対応関係を明確に示していただければと思うんですけども。
0:33:37	九州電力にしたのです。承知しました。
0:33:40	その対応を地震発生。
0:33:43	はい。規制庁ニシウチですよろしく願いしますで一応念のための確認ですけど、今回は屋外の火災区域が特になくて、マイクをいわゆる屋外はあの配管

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	等の静的機器であって不燃材料を使用するものなので、火災区域区画設定をトクダしていないという理解でいいですかね。
0:34:02	はい、九州大学演習乗れ政党屋外配管がえと防護対象外ということになりますので、1区画の設計をしておりません。ご認識の通りですが、規制庁に周知です承知しました。それではNo.23通じてですけれども、まずNo.2孔すいませんNo.ニーズに関しては、今お伝えしたことを
0:34:22	また充実化を行ったお願いできればと思います。
0:34:25	0とNo.3のほうについてを
0:34:31	御説明は承知しましたので、具体的な申請重畳の記載はまた補正された後でしっかり確認事実確認をしたいと思います。
0:34:40	説明の方針は承知をしました。よろしく願います。私からは以上ですけど、ほかにありますか。
0:34:46	少々お待ちください。
0:35:10	規制庁ニシウチですすいません異常と言っておきながら1点だけちょっとすいません追加でお願いしたいんですけど。
0:35:21	1-19ページ開いていただいてもいいですか。
0:35:25	15ページ。
0:35:28	17ページのほうが安いかすいません。
0:35:33	1-17ページのところで屋外において手動ダンパってあるじゃないですか。
0:35:40	これって、
0:35:42	実際、遠隔操作とかをするたぐいのもではなくても現場操作というか、どういう機構になってるんでしたっけ、いわゆるそのケーブルとか付随してないって理解でいいですかね。
0:35:56	はい、九州電力のサナキですね、17ページのちょっと上のほうに凡例を書かせてもらってますけど、都市手動ダンパ、これをお示してるものですので作ろうじゃ手動でまわして、
0:36:11	動作させるものなので、連動弁というたぐいではございません。
0:36:17	以上です。
0:36:19	規制庁に周知ですので操作するときには実際に現場に行って操作するという操作方法しかないっていう理解でいいですかね。
0:36:29	YKTのサナキでその通りでございます。ニシウチです。これ確か前回のヒアリングか前々回で確か口頭でもいただいた気がするんですけど、この指導だもんで基本開運用してるんでしたっけ閉運用してるんでしたっけ。
0:36:45	九州電力のサナキです基本回位運用定数、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:49	基本若い有用でまだ赤字個人になんかしら層なんか非常用空気浄化設備を時どう運転する際に何か者操作を伴うようなダンパーではないという理解でいいですか。
0:37:03	はいその通りですね。わかりました。でも仮に操作が必要になったとしても、
0:37:09	操作性に問題はないという説明になるということですね。
0:37:12	はいその通りでありますと慶弔 5 月以降であります。
0:37:55	規制庁ニシウチです。ちょっと
0:37:59	説明は象徴しましたので、若干細かい話になっちゃうんですけど、ちょっと具体的なちょっとイメージがついてなくてお聞きするんですけど、全く多分電源類を使用していない指導ダンパだと思んですけど、これ実際に例えば閉止をする場合、
0:38:16	で、
0:38:17	その他ハンドルとかグルグルまわして束閉めていくってということだと思んですけど、何か締め切り切ったかどうかの確認ってどういうふうにするんですかね。
0:38:31	要は、
0:38:32	九州電力のサナキです。摺動ダンパですので、実際その現場に移送する時Indicator表示が雑用にわかりますので。全停なところは全体的に留まるようになった協議がとまるようになってます。それ全体を確立することが可能です。
0:38:49	規制庁ニシウチです。ありがとうございますなんか回時計みたいなものがついているという理解でいいですか。
0:38:56	はいその通りです。承知しましてありがとうございます。よくわかりました。私からは以上ですけど他よろしいですかね。はい。ありがとうございますじゃ続けてNo.4 ですかね、説明をお願いします。
0:39:11	やはり何本につきまして九州電力の方はです。ぎみ扉の適用時期についてということで御説明させていただきます。前回のヒアリングのほうで気密扉の積極的について記載を修正して欲しいということコメントいただいておりますので、こちらについて点も、
0:39:27	補足説明資料の方修正しております。(1) - 1 に
0:39:31	中性化については期待をしておりますけれども、気密扉の適用時期については、日工事完了までは閉運用としましてに工事完了と同時に提供するというふうな形で記載を修正しております。具体的な記載が抜けて補足説明資料の 6 ということで、
0:39:47	(1) - 13 ページ。
0:39:49	を開いていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:56	一般の 1-13 ページの 2 ポツの気密扉の設計方法についてというところで先ほどもお話ししましたが、認めれについては、2 工事完了まで有無として 2 工事完了と同時に撤去を行うというふうな形で記載を修正させていただいております。
0:40:12	御説明としては以上です。
0:40:17	規制庁ニシウチです。
0:40:20	使用前から潮間事業者検査と使用前確認、
0:40:25	うんとの絡みだけなんですけど。
0:40:27	結局使用前事業者検査後も使用前確認としては、この気密扉がない状態が最終形として、最後の確認までするっていう理解でいるんですけども、同じ理解でよろしいですか。
0:41:14	三つのところで説明をさせていただきます使用前検査を受けるタイミングまではつけている状態で停止を確認を行って確認をしていただいた上で、その後エリアを撤去する方向というな時系列で考えております。
0:41:33	ここ。
0:41:34	規制庁ニシウチです。
0:41:38	具体的にどう使用前確認、潮間事業者検査をやるかと思っているのかってとこだけなんですけど、
0:41:47	実際は気密性バウンダリーとしては決めて扉がない状態が最終形ですよ。
0:41:54	やっぱりその今のであれですかね潮間エポック人としては気密扉が開放されていて、
0:42:04	出口扉以外の機密バウンダリーがしっかり構成されていることを確認をする。
0:42:10	そんな等も内扉が結局存在するかしないかっていうところまで公認で縛っているわけではないので、そこは工認終わった後に自主的に
0:42:22	撤去を行うものということですか。
0:42:25	その通りです。規制庁ニシウチです。一方で、一方でですけど。
0:42:32	要目表上は
0:42:35	気密とびあ違うすいませんそうか。これは基本目標設備じゃないのか、遮へい体だけなのでそこそこか。
0:42:42	もう凍りますし、
0:42:45	承知します。
0:42:47	ちょっとその使用前事業者検査使用前確認において、どういう状況で確認しようとしてるのかっていうところも含めてちょっと明確に書いておいていただいていいですか、どちらかと検査へのつなぎっていう意味合いになるんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:12	いや、
0:43:17	技術ポンプで九州電力の古賀です。すみません先ほどいただいた御質問なんですけれども、今、1ポツの機密バウンダリの概要というところの日興な
0:43:30	2パラグラフ目をご覧ください連絡通路を接続工事で、連絡通路設置したと
0:43:37	賃貸経営機能移行する際には一時的に気密扉を開放した上で気密試験を行いますと、
0:43:45	その後一体となって気密試験を行った上で、試験機にて重大事故等が発生しては、気密扉を閉止してみた場合によったりを損なわない設計としております。なので試験を行うタイミングでは気密扉を開放した上で試験を行いまして、
0:44:04	このような形で今考えておりますけれども、すみません、回答になっていまいでしょうか。
0:44:42	九州電力、栄光がですね、すみません23聞こえてらっしゃいますでしょうか。規制庁ニシウチですすみません失礼しました少々づらいですか。
0:44:53	続きました。
0:45:45	規制庁ニシウチです。
0:45:48	説明は所長しましたで、今の現状の2パラ目でのそういった趣旨で書いているってことも理解はできるんですけど、女性にも明確に使用前事業者検査使用前確認っていうワードを入れて説明をして欲しいというだけですね。
0:46:06	90年以降はです。承知しました。そのような形で記載を修正させていただきます。はい。規制庁ニシウチです移転だけのため確認ですけど、この2パラ目か言っているの気密試験というのは、これ実際に非常用空気浄化設備ないしは空気ポンベか。
0:46:24	等を使用して日加圧をしてそれで気密性があるかどうかを確認するとそういう理解でよろしいですか。
0:46:44	はい。
0:46:48	九州電力コガです。はい、その通りです。
0:46:52	。
0:46:54	規制庁ニシウチです承知しました。すみませんあの使用前確認へのつなぎって意味合いが大きいんですけども、具体的にやる気密試験の内容も含めて、まずヤマネ事業者検査潮間確認との関係も含めて、その2点をちょっとコアのここに充実していただくってことをお願いしてもいいですか。
0:47:15	はい。
0:47:46	そうすると、お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:58	断る人ケーブル試験内容の詳細については現在検討中のところもございますので、その試験の法人といったようなところを記載させていただくような形でもよろしいでしょうか。
0:48:11	当規制とニシウチS波のもちろんその理解で結構です今詳細まで固まっ固めて説明を請負うというわけではなくて、それはあくまで指示権潮間確認の段階で適切に確認がされればいいと思っていますので、こういった方針でこういった設備を使用してやりますとかですね。
0:48:27	そういった要素概要として書いて欲しいというコメントです。
0:48:35	九州電力等あります。コメント装置ましたこのような形で対応させていただきます。
0:48:41	また、
0:48:43	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。No.4 についてほか規制庁からよろしいですか。
0:49:26	はい。規制庁ニシウチです。規制庁が動かなさそうですねよろしいですかね。今お話ししてお伝えした通りちょっと商売事業者検査等でやる内容っていうのをもう少し明確していただいて、改めて提出資料提出をお願いできればと思いますよろしく申し上げます。では続けて次のコメントをお願いします。
0:49:49	ある九州電力のサナキでそしたら説明事項リストの 5 番と 6 番をあわせて説明させていただきます。非常用空気浄化をファイバー屋外部のところの補足説明資料になりますので、まずルート検討結果のところの判例等あと屋上面へのアクセス動向使えるところの
0:50:08	続いて負の説明をします。ページは、
0:50:14	ポンポンと 16 ページからが届く説明資料の 8 番になります。
0:50:19	名上めくっていただきまして、18 ページで今回設定箇所を赤字で示してございます。まず一つ目がトーク倍非常用空気浄化ダクトのルート検討の比較のところで行う場合を比較したもので凡例の二重丸のところを、
0:50:37	赤字確定修正されます。前回まではさらなる安全性向上は図られるものっていうキタイらっしゃるんですけども、5 ページを踏まえまして、比較的早期に運用向上を図れるものというところで表現を修正してございます。
0:50:52	もう一つがメンテナンス性のアクセス性の置く場合のところ※を振っておりますけれども、屋上でのアクセス用の恒設階段のところなんですけれども、具体的にどのような設計を行うかを明確にしてございます。それは米三のところ赤字で書いておりまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:11	地震の波及的影響に対しては、この奥上部のセシウム更迭階段は耐震性を有する設計にしますっていうところと、あと竜巻期待しては、ええと竜巻防護対象施設提供体内用にAと飛来物対策区域外。
0:51:27	100350 メーター離れた位置に設置しますっていうところを明確に記載をしてございます。
0:51:34	それでも以上となります。
0:51:39	はい。規制庁ニシウチです。
0:51:45	2点だけですけど、
0:51:48	米印 31-18 ページのほうですね 1000 万センターの米印 3 で赤字でも追記されているまず耐震性を有するっていう部分ですけど、これを
0:52:00	屋外に設置するアクセス用の階段について等の基準地震動 S_s でも、
0:52:09	倒壊しない設計とする。
0:52:13	という理解でよろしいですか。
0:52:16	はい九州電力サナキですねその通りでございます。規制庁ニシウチです。
0:52:25	ちなみに、こういった恒設階段等について、今まで具体的な評価結果定量的に説明したことってありましたっけ。もしあれば、それらを特設設計として大きく変わるようなものじゃないと思うので、同様に説明をいただければと思うんですけど。
0:52:45	そもそも今まで定量的に説明したことってないでしたっけ。
0:52:53	九州電力ヤギでございます。これはもう配管破断時階段類とかはしごとかっていうのは基本的には建屋に複数ボルトで 5 に据えつけるものになるということで、挙動としては建屋と一緒に動いて、
0:53:11	余分な外部働かないということで、一体として耐震性を持つてっていう考え方について、今までの定量的評価っていうのは示した実績はございません。
0:53:26	規制庁に周知です。
0:53:29	これ実際、
0:53:32	うわあ、今おっしゃった通り、連絡通路の横に、
0:53:36	設置する感じだと思うんですけど。
0:53:39	連絡通路自体にボルトで据えつけるだけテーマ自分等々、ほかの構造物となんかしら影響干渉しているものではないという理解でいいんですっけ。
0:54:12	九州電力のウエツハラです。会談につきましては現在存在設計検討中ですけども。以上対象の壁に資料を設けるへ行っております。
0:54:27	ニシウチです。
0:54:30	質量自体もそんなに大きなものじゃないと思いますし、そこまでの荷重がかかるようなものではないと思うので、5 コードであれば特に問題はないのかなと思

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うんですけど、説明は承知しましてはちょっとあの確認をした上でまた何かあればコメントさせていただきます。ありがとうございます。
0:54:47	2 点目がこれはちょっと参考として示しており、この補足説明書の中で明確に示して欲しいというものだけで
0:54:56	同じ米印さんの飛来物対策区域外に設置する設計とするっていうほうですけど。
0:55:01	この飛来物対策区域へ新基準のときのタイミングでの補足
0:55:07	テンプからの店舗も補足にも明記されていると思うんですけどそれも参考までにちょっとこの補足にも入れておいて欲しいという
0:55:14	ことだけお願いしてもいいですか。
0:55:18	はい、九州電力サナキです。承知いたしました。
0:55:21	はい。よろしく申し上げます。私からは以上ですけど、ほかによろしいですか。
0:55:27	ありますか。
0:55:31	少々お待ちください。
0:59:04	。
0:59:04	はい。規制庁ニシウチです。それでは本件を以上でちょっとさっき私耐震性の話はちょっと改めて事実確認こちらでもさせていただきますということを伝えたいつもりですので、ちょっとまた何かあれば今後のヒアリングでまたコメントさせて事実確認をさせていただければと思います。
0:59:23	はい。通令和次の説明事項を続けてお願いします。
0:59:30	九州電力ウエツハラです。それでは説明事項リストに戻っていただきまして、No.7/8 ずつ続けて説明いたします。No.7 ですけどもシールの写真と保護カバーそこについておりますのでその役割を明示してくださいということで、
0:59:47	4 に追加しております。
0:59:50	両括弧 21 ページからが当該資料になりまして設備に関する議題案件をしております、両括弧 1 の 23 ページに設置許可まとめ資料で載せているシール材のサンプル刷新を載せてございます。
1:00:10	青江とシール材の厚みに関しては、約 1.2mm と。
1:00:14	続きましてが大幅に減ってきてですけども、1 ページ戻っていただいて両括弧 1、1-22 ページありますけど、右上にアパートをお休みが書いてありますけども、付議米印おりました、雨水よけと。
1:00:30	ということで設置してございます。なおこちらに関しては、英語カバー来たり落とさないという数字使っておりますので仕入に対するサポートも停止が以前入ってる対策もできるというふうに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:50	7番については以上で8番目ですけども、シール部場合に関してですけれども、二重シールとか、今けど、この外側のシールと内側のシールでこの中に結露水等が発生した場合の影響ということで回答といたしましては説明事項リストも回答欄になりますけれども、
1:01:09	同士の接合部につきましてはコーキング処理しております、仮に内部で増幅が発生したっていう場合におきましても、磐梯内に水を持つポンプばかりと被水没水影響を与えるということはありません。
1:01:24	またシールにつきましては防水性の高い配当物等で適切でも作業している手伝いを用いております、また押さえ金具とか追っに関しましてはさそう使ってますので、台風いて、
1:01:40	また検出性が高いという素材を対応して設計してございます。
1:01:47	配当については以上になります。
1:01:51	。
1:01:53	はい。規制庁ニシウチです。
1:01:56	ズーツ保護カバーの設置目的のところ数kと。
1:02:04	1-22 ページ。
1:02:09	これはちなみに、ちょっと参考までに聞きたいというだけなんですけど、斜交の機能を持つっていうのは何か斜交を困ん
1:02:19	直射日光ですかねを浴びることで、シール材の劣化が考えられるということでしょうか。
1:02:26	どういう趣旨なんか、どういう趣旨でこの機能に期待してるんですけどつけという確認をしたいというだけです。
1:02:35	すでにウエツハラでございます。前回のヒアリングでゴム材が紫外線に対して弱いのではないかとご指摘がありましてこれはサポート機能を持つかという質問ございましたのでそれに対する回答になりますけども、
1:02:51	℃ぐらいに関しましては市外に操作し検討もやっておりますそれに対する劣化SAのも十分高いということを確認している次第でございますのでそこまで単に職場、
1:03:06	IPセント落ちるものではないと考えてございまして季節も採用されているものの、
1:03:12	はい。
1:03:15	規制庁ニシウチです。まずそういう説明をしていただきたくて、そもそもどういう目的で設置していて、どういう期待をしているのかっていう流れを説明をいただきたいなと思っていて、今の御説明いただいた内容で理解をしたつもりで基本的には

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:34	紫外線劣化
1:03:37	直接的に劣化するようなことは考えてない実証試験でも確認ができてないけども、わざわざそういった状況下に置く必要ないというような意味で斜交しているということもあるのかなと思うんですけどそういう理解でいいですかね。
1:03:52	所電力ウエツハラですね、どうぞ認識の通りでございます。承知しました規制庁ニシウチです。その旨をちょっと明確に記載いただいて、そういった趣旨がわかるように記載をいただいてもいいですかというのがまず1点目斜交についての話です。
1:04:11	はい、承知しました。
1:04:14	はい。規制庁ニシウチです続けて社公の前に書いてる雨水の話と、あとは、結露水の話は結局その水耐水性や耐食性の話にかかると思うんですけども。
1:04:31	まず、
1:04:32	これ一義的な説明は理解をしたつもりなんですけど、あとは
1:04:38	例えばなんですけど、先ほど斜交の話でもお伝えしたように、そもそも体制はあるものの、そうわざわざそういう条件下に置く必要もないよねと。
1:04:49	ということもあって多分雨水余計って意味でもシール材を設置していると思うんですけど、そういう意味で言うと、そもそも例えばなんていうんですかね、通路。
1:05:00	普通の連結部の設計を今完全な単純な施行四角いなってますけど。
1:05:07	中子かけみたいな意味合いかもしれないんですけど、要は傾斜をつけて、そもそも結露水がなんか上部にたまらないような設計にするとか、そういったことも考えられるのかなと思うんですけど、そういったところをどう考慮したのかっていうのを教えていただいてもいいですか。
1:05:24	一連のウエツハラですと基本的にはもう水がたまっても影響ございませんので、現在ペーパーをつけるようなと考えてございません。余った水はいずれ蒸散してK-Tz踏まアポ或いはマスコミにしていくような図は、でしょうけども。
1:05:43	シールが中断中に水がたまっても影響ないありますし、
1:05:51	規制庁ニシウチです。
1:05:56	凍りますとでちょっと
1:06:01	結論吸い取っ側の状況として、ずっとたまっているような中でずっとその水に触れてる状態にシール材があるっていう状況。
1:06:13	あとはづいて聞い結露性があるって、
1:06:19	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:20	当蒸発でまた結露っていう形でその乾燥した状態等を出動を加わる状態とその状況なんかそれで繰り返し変動することによる影響っていうのもまた所内と思われるのかなと思うんですけど。
1:06:36	そういった意味でも耐食性耐水性耐食性がある。そういう実績があるという理解でいいですか。
1:06:46	屋内です。
1:06:49	そこを聞かせて、
1:07:01	九州電力ウエツハラですよねと既設プラントにおきましても採用実績がかなりありまして屋外でも使用実績のある津浪シールとか、セキ防水シートで東翼一般的に使われている。
1:07:16	主でございますので、十分そういう耐食性があると考えてございます。
1:07:24	規制庁ニシウチです承知しました。まずは今まで説明事項なんで、実績のあるゴムとしか書いてないんですけど、具体的には今説明いただいたようにどういう実績があっただから大丈夫なんだっていうところもう少し拡充をいただくということをお願いしてもいいですか。
1:07:41	で、最終的にはシール材の環境条件に対する考慮みたいな形で、ちょっとこの補足説明資料上にちょっと載せておいて欲しいなと思うんですけど。
1:07:55	はい。
1:07:58	すでに区別あれですね、ご意見は承知いたしました。ちょっと検討すべき差異をまた検討いたします御説明させていただきます。以上です。
1:08:17	可搬規制庁ニシウチですよろしく願います。ちょっと関連してなんですけど、今結露水に関してのシール材の環境条件っていう形で質問をさせていただいてますけど。
1:08:32	同じ観点で屋外にあるこの非常用空気浄化配管とかあと指導ダンパーとか電動弁とかがあると思いますけど、それらの結論に対しての影響評価ってどうなってるんですっけ。
1:08:45	前は屋外の設備とかであれば、配管の外目のほうについては外面塗装して防水性を持っているって説明は別の補足説明資料であったと思うんですけど、内面の結論数に対しての評価っていうのはどういうふうになるんですっけ。特に電動弁手動ダンパの部分かなと思いますけど。
1:09:25	そういう電力ウエツハラず少々お待ちください。
1:09:43	さらけ出して、先ほどの奥がよいの換気空調の配管でございますけれども、基本的には外気を取り入れておきまして、そうなんかは外気内部流体わがまま外気と同じ温度の空気。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:59	量研の同じ区域ということで、屋外拡声もその屋外の条件も一緒ですので、基本的に、
1:10:06	内部の結論に書いては発生しないと考えてございます。
1:10:35	規制庁ニシウチですけど。
1:10:39	ちょっとごめんなさい結論の話から離れちゃうんですけど、今の説明の中で何か外気を取り入れるっていう説明があったと思うんですけど。
1:10:48	何で外気を取り入れるような設計になっちゃうんですたっけというだけで、基本的に非常用空気浄化設備として使用するラインであって、そもそもが、なんていうんですかね、その外気と隔離されているっていうのが何か前提かなと思ってたんですけど。
1:11:05	ちょっとその具体的な設計というか考え方がよくわからなくなっちゃったんですけど。
1:11:10	ちょっとそれで結論から離れて一旦その外気取り入れて何で数週必要があって、それってその非常用空気浄化設備の趣旨を踏まえたときにどうゆう影響がある影響がないっていうことなのかっていう説明をお願いしたいんですけど。
1:11:27	九州電力のサナキでございますけれども、もともとの設計思想が引き継ぐからこうなんですけど、非常用空気浄化ラインにつきましては、外気を取り入れてそれを決めた入倒壊しきずに、
1:11:43	結局供給するということの設計をしております、整備従来から変わってございません。グローブ通過時においては色調側へはドバイそのものが取り入れた場合ということのノ儲からの空気はなくて、と空気ポンペからの加圧によって、
1:12:02	するということでやってございますので、時治療用の空気浄化ラインを使う場合は外気取り入れを事故時においても外気取入れということで設計をさせていただきます。
1:12:14	以上です。規制庁ニシウチですすいませんちょっと私が今勘違いしたかもしれないですけど、何か今の説明だと手動ダンパーの辺りから取り入れるのかなって思ったんですけど、そうではなくて通常のルートで外気を常に入ったり得ますよってことをおっしゃりたいっっちゃうことですか。
1:12:32	来全力サナキですとか、説明がちょっと足りてなかったけどその通りでございまして上がりましたわかりましたや何か手動ダンパーへんか何かバウンダリを壊して取りに行っているようなイメージを受けたので、そういうことではないっていうことですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:45	本当にファン自体がもう外気を取り入れてくれたりとかして供給するという設計にしていますというセキでございますから、規制庁ニシウチです承知しましたので、大間崎結論の話に戻るんですけど、
1:12:59	結論話に戻るというかその前から1回まず今の話だと、要は配管内部の配管外部も
1:13:08	結露水っていう条件に関して言えば同じ条件であるよと外気を取り入れているのでと、そういう説明という理解をTですか。
1:13:18	会計上のサナキでその通りです。
1:13:20	ニシウチです、ちょっとその外気を取り入れてるっていう部分なんですけど、これ通常時の状態いかに多いは、
1:13:30	別に非常用空気浄化ファンてまわしてないですよそんなには外気と循環できてる状態なんですたっけ。
1:13:44	少々お待ちください。
1:13:47	ちょっと先に言っちゃいますけども結露水結露せていってますけど、どっちかっていう時にしているのは、結露水があつてそれが凍結することによって手動ダンパーとか電動弁が動作しないとか、そういった影響があるかどうかという観点までちょっとお聞きしたいなと思ってますので、貯槽間結露水が発生するかしないかってところの今話をしているのかなと思うんですけど。
1:14:06	イメージしている趣旨としては凍結によって手動ダンパないし電動弁が、あとは錆びとかですかね、そういったもので動作しないことがないかっていう観点の説明までお願いできればと思います。
1:15:14	それはサナキです。資料の(1)の18ページのところで遠くは
1:15:24	。
1:15:25	積む発注の外側が行われるところの設計等も考慮抽出のところでのぐらいの環境条件を考慮していますところでも凍結工程を考慮すると、※2とうたわせてもらってるんですけど、これ前回、前々回、
1:15:40	ですけど、御説明して凍結、降水の影響はございませんという話を
1:15:46	Aとさせていただいております。先ほどの
1:15:51	それ状態も含めてというところになりますと、屋外の配管出向き入れて、1月で出ている配管でございますので、
1:16:01	例えば中の空気の流れがなかったとしても
1:16:06	以上が1からの熱とか伝わってすべて交換を行ってもほぼ同じ条件になるんじゃないかなと考えてございますので、そういう状態を考えたとしても結合というのは発生しないのかなと。
1:16:21	おはようございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:23	以上です。規制庁に周知です。承知しましたちょっとまずはあのその趣旨結論結露水っていう観点も含めて、ちょっと米印真意は拡充充実いただくことをお願いしてもいいですか。
1:16:39	いずれのサナキで所持しますと、その上で改めて確認をさせていただいて何かあればまた確認を次回のヒアリング等々で進めていきたいと思います。
1:16:49	というのがまず結論に関しての話で、ちょっとそもそもちょっと話がずれるんですけど。
1:16:57	9、
1:16:59	継承の
1:17:01	いわゆる通常時、
1:17:05	通常時、通常時の換気系でいわゆる常用系の換気系ですかね。
1:17:11	Kどういう設計なってるんでしたっけ。
1:17:15	非常用空気浄化設備の配管のラインを何か使ったりするんですかね。
1:17:57	キタウエハラですと換気の通常時の系統に関しては現在意味を検討中でございますので、
1:18:10	どんな動かもうやる気が落ちてございます。
1:18:16	規制庁ニシウチです。すいません今若干の水が入ってですね検討中っていう以降の御説明がちょっと聞こえなかったんですけども一応説明いただいてもいいですか。
1:18:31	九州電力ウエツハラです。
1:18:35	非常用外字
1:18:37	屋外に設置して来贈与ラインに通常で空気を通すかどうかについてということに関しても、現在運用検討中でございます。以上です。
1:18:49	規制庁ニシウチです。どちらかというと、そもそもの常用系の換気系で休憩所どうなってるんですかって言う質問だったんですけど。
1:19:03	そもそも通常時は急傾斜別に環境しないとか、そういう感じですかね。
1:19:09	はい。
1:19:11	九州電力ウエツハラです。そう。それに関しましても現在検討中ございまして途中つう同時に休憩所に入るかヒント等々をかながみて、検討を進めていく段階でございます。以上です。
1:19:29	はい。規制庁ニシウチです。
1:19:33	通常時に少なくとも休憩所の維持をするために何か者作業とかで入ることはあると思うんですけど、そんな時の、結局換気性とかも含めて、担保しなきゃいけないと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:48	まだちょっと剰余系をどう設計しようとしているのかっていう部分については、ある程度方針が固まった段階でまた御説明をいただければなど。あくまで参考という形のことになると思いますけども、いただければと思いますので、その際に、非常用空気浄化設備のこのラインを例えば常用系と共用するとか、
1:20:08	そういう意味合いかどうかっていうのも含めて強要するのであれば若干その審査の方にも関わってくる話にはなるので、ちょっと改めてある程度公衆が固まった段階で御説明をいただければと思います。お願いしてもいいですか。
1:20:25	九州電力ウエツハラです。そうしました。
1:21:16	こんな規制庁ニシウチです。
1:21:20	とりあえずNo.8については、ここをこれまでですかね。はい。今日の説明事項以上かと思えますけども九州電力から何か全体通して補足説明あります。
1:21:38	失礼しました正確に言うとすいません資料1の説明事項は以上と認識してま すけど、補足説明となりますでしょうか。
1:21:47	はい、九州電力のゴタンダでございます。九州電力から補足はございません。
1:21:55	はい。規制庁ニシウチです承知しましたそれではちょっと規制庁開会まで全体 通して改めてですけど、何か個別事項を含めてコメントありますか。
1:22:04	はい、関会長お願いします。
1:22:09	規制庁の関ですこれ、ちょっとこれは事実確認だけなんですけど。
1:22:15	4番の権利を
1:22:22	1-14ページのところで一期工事のところの図面があると思うんですけど、ここ でこの今遮へい材で書いてあるところなんですけどこれ今どんな状況なのか かっていうのをちょっと説明、どんな状況なのかかっていうのをちょっと説明してもら っていいですか。
1:22:41	そういうことで、
1:22:44	期目の入った。
1:22:49	御説明
1:22:50	規制庁ニシウチですけども、すみません、ちょっとまた今若干ノ等になってしま っていて、私今どこまで聞こえていますか。すみません。
1:23:03	すみません規制庁ニシウチですねちょっと仕切り直します失礼しました規制庁 側からちょっと全体通してちょっと改めて、個別事項をちょっと一部戻って確認 をさせていただきたいんですけど、
1:23:15	コメントNo.の4の部分ですね、セキのほうから確認をさせていただきます。
1:23:22	はい、すみません、規制庁の関です。事実確認だけですけど、補足の1-14 ページのところの第1期気候ちのところの気密バウンダリーという図のところ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	なんですけれども、ここの中で遮へい体って書いてありますけどこれどんな構造で今治ふに据付されてるの。
1:23:42	さっきのちょっと説明してもらっていいですか。
1:23:52	九州電力の方がですね、こちらの緑の遮へい体のですけれども、イメージとしてはコンクリートの壁で構成されているようなイメージを持っていただければと思います。以上です。
1:24:02	はい。規制庁の関です。もう指揮所側から見るともう壁が原因で普通に立っているっていうイメージですか。
1:24:17	九州電力のコガですはいその通りですはいわかりましたんで、そうすると逆に今外側から委員アクセスしようと思うと、気密扉があつてそこを気密扉をアピールとやっぱりそこには壁が測っているっていうことでいいですか。
1:24:39	九州電力フォーバルにその通りです。はい、わかりました。その状況の中で機密バウンダリが
1:24:50	遮へい体ではなく、気密扉だつていうところをちょっと論理的に説明してもらってもいいですか。
1:25:04	九州電力の木場です。
1:25:07	(1)－14 ページの第 1 のほうで記載をさせていただいてるんですけども遮へい体を貫通している箇所がございますが、こちらの貫通部に関しまして密閉性のあるシール等は使用しておりませんで、なので加圧をした場合には、こちらではなくて気密扉。
1:25:24	川のほうの壁で来
1:25:27	気密性を担保しているというような構造になっておりますので機密バウンダリは気密扉側の壁というふうな形で整理をしております。
1:25:37	はい、規制庁の関です。そうすると壁が図ってるというわけではなくてその中には貫通孔がもう据えつけられていてそのところはツーツーになっているという理解のほうがいいんでしょうか。
1:26:02	九州電力の古賀です。関係者形態に対しても貫通をしているものはあるというふうな認識を持っていただければと思います。
1:26:13	はいわかりましたじゃあそうしましたら現状はもう遮へい体がどういうふうになっているのかっていうのを、この第 3 図の気密扉と同じようにですね遮へい体のところもちょっとつけといてもらっていいですか。その上で、もう
1:26:30	第 1 期工事の検査においても当然機密バウンダリーは扉のところで括弧しててそこまでちゃんと見方かかるっていうことがわかるような説明図をつけておいてください。以上です。
1:26:50	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:52	はい、九州電力効率承知いたしました。
1:26:56	。
1:26:57	うん、はい。規制庁ニシウチです。他に規制庁側から資料 1 についてですね全体通して何かありますか。
1:27:05	よろしいですか。
1:27:07	はい。ありがとうございますそれでは資料 1 については、高齢で一旦切りたいと思いますまたあの資料拡充をいただいて資料提出をお願いしますよろしくお願いします。
1:27:21	規制庁ニシウチです。それでは通せ資料 2 のほうですかね、九州電力の方から続けて説明をお願いします。
1:27:32	九州電力のミヤザキです。続きまして、資料括弧 2 のほうの御説明をさせていただきます。
1:27:40	まず合併と投資の(2)の 1 ページをご覧ください。確認事項に対する回答として、今回青色で示している箇所をご回答いたします。泊まるAと確認事項No.2 ですけども、連絡
1:27:56	それについて許可時謄本設工認申請における設計上の差異について説明することは、火災がある場合は、許可時における評価と過怠ないことを説明することということで、こちらの回答としましては、許可時等の設計上の作業を確認いたしまして影響がないことを確認しておりますのでそちらを補足説明資料に、
1:28:16	御説明いたします。資料のほうがナンバー2 ということで通し番号で(2)のページからになります。
1:28:26	こちらの資料では連絡通路における許可、設置許可から設計及び工事計画での差異についておまとめしております、まず設計設置許可から設計及び工事の計画時で変更になった項目について、
1:28:43	第 1 表と位置図の通りに示す通り、今回、連絡通路の建屋の重量のほうと連絡通路の一部のマンメイドロックにてバンバンCする範囲ですね、こちらの番目どの範囲の変更がございます。
1:29:00	こちらの変更を踏まえまして、
1:29:04	2 番の基礎地盤の安定性評価について再評価したりしました結果が系統図(2)－6 ページになりまして、設置許可で解ける最初滑り安全率は 2.3 でございましたが、今回、
1:29:19	変更となった箇所を反映した解析を行いました結果、と滑り安全率は 2.3 で変わらないということで、影響は軽微であるということを確認してございますとナンバー2 の説明は以上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:33	はい。規制庁ニシウチですそれはこちらから何か確認事項ありますか。
1:29:42	はい。
1:29:43	規制庁地震津波のナカフサです。
1:29:49	ページ、
1:29:52	両括弧 2 の 5 ページの第 1 表の中に、
1:29:58	設計、
1:30:01	連絡通路重量が設計の進捗に伴う分小さくなっていると表が書いてあるんで 39-21kmニュートンパースメーターとなってるんですけど。
1:30:12	な具体的な理由を説明してください。
1:30:17	あともう一つ、同じく第 1 表においてですね。
1:30:22	基礎下のMMRRの班員を良好な岩盤がより浅い位置で確認できたことから、
1:30:30	いえるプラマイゼロからEL+4.5 メーターとしてるんですけど。
1:30:35	良好な岩盤と判断した根拠について説明ください。
1:30:41	あとまた支持岩盤の変更というのは設置許可に並行いわゆる反映する必要があるかどうかについても室回答ください以上三つについての回答をお願いします。
1:31:01	はい、九州電力のミヤザキです。ご質問に関して回答させていただきます。まず建家重量のほうの許可時と工事計画の差異についてなんですけれども、設置許可時の評価としては成立性という観点から、
1:31:19	建家事例については割り増し重量がありましてですね、設定しておりますので、今回設計進捗ということで建屋の有料ですとか、あの中に入ります機器の重量等の詳細が、
1:31:34	流量が確定しておりますので、この重量踏まえた結果でいきますと、設置許可時より小さい重量ということになってございます。
1:31:45	続きまして、2 点目の基礎下のマンメイドロック範囲の北方の変更の件ですけれども、まず、こちらですね、
1:31:58	地域地盤としましては、砂岩CMっていうのを主体とする岩盤で支持されるということで、こちらあの現地で掘削の結果ですね、同様の砂岩CM級、
1:32:10	もう岩盤が確認してございますので、
1:32:15	その結果をもとに、この高さに繰り延べをしたという経緯でございます。許可、許可カード、
1:32:24	許可との関連ですけれども、別途支持岩盤に関しましては、変更ございませんので、
1:32:33	評価については問題がないと。
1:32:35	いうふうに判断してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:39	以上です。
1:32:41	規制庁ナカフサです。1番目の連絡通路の重量はわかりましたそのことについては、補足説明資料でわかるように記載のほうをお願いします。
1:32:54	2番目についてCL級と判断したっていうのはこういう判断っていうのは、見た目 で判断したんでしょうか、それとも何か現地で
1:33:06	なんか試験とか確認をして判断したんでしょうか。
1:33:10	ちょっとどういうふう判断したのかCL級が出たっていう判断も、
1:33:16	見た目だけでわかるのかなあとと思って疑問です。
1:33:23	あと許可に反映しないのかっていうのは
1:33:27	今日食う営農等ページ目の第2表の図を見ると確かに安全率変わってない んですけど、
1:33:38	CL級の理事位置を変えたことによる
1:33:44	もう結果っていうのはやっぱり許可の変更になるんじゃないかなと思ってるん ですけど、そこら辺は評価にクリアをとってるんでしょうか。以上です。
1:33:56	はい。
1:34:03	九州電力のミヤザキです。
1:34:05	まずノピアノ流量の変更に関しましては、こちらの資料のほうで記載を追記い たします。
1:34:14	続きまして、今回岩盤を確認したところの確認の方法なんですけれども、
1:34:24	基盤の確立については、
1:34:27	当媒体等の地盤につきましては電柱研式の岩盤分類をもとにですね、区分し てございまして、
1:34:36	それらの結果から岩種岩級を確認しまして、
1:34:43	確認をしまして判定をさせていただきます。例えばの硬さですとか割れ目の状態と か、間隔等を指標にしまして、
1:34:54	これらを確認しまして岩種岩級を判断していた結果、当該取り上げ砂岩CM級 ということで、パック、
1:35:02	日本をさせていただきます。
1:35:09	少々お待ちください。
1:35:23	すみませんお待たせいたしました。最後のご質問につきましては、これまでも ですね、変更等は別途あっているんですけども、こういった形で補足説明資 料の中で影響がないことは確認した結果を御説明しておりまして、許可が2は かねないということで、
1:35:43	対応してきてございます。以上です。
1:35:46	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:47	規制庁ナカフサです。それではですね、まず確認方法については、今言われた硬さとか、電柱研式のほうを方法で割れ目を見たということなんですけどあとハンマーとかなんかも確認ハンマーでたたいて音を確認するとかそういうことをやったっていうことを
1:36:06	だと思うんで、状況については補足でしっかり書いといてください。
1:36:12	三番目の許可との整合性については、他の許可で特に問題ないということだったら、これ以上工認側での質問はありません。以上です。
1:36:27	九州電力のミヤザキ列島承知いたしました。
1:36:35	はい。規制庁ニシウチですほかはよろしいですかね。はい、では次の説明事項を続けてお願いします。
1:36:43	はい。説明が終わりまして、九州電力の野口でございます。通しページが(2)の2ページになります。10番の確認事項で一次元波動論から設定する地震は妥当であることを確認をしております。
1:37:00	これについては今回補足説明資料を提出しております。
1:37:05	右肩No.10、右下の通しページでいうと(2)の7ページからの説明資料になってございます。
1:37:14	(2)の9ページで概要記載しております。一次元地盤モデルについては、既工認である指揮所の後任の審査において、指揮所の基礎底面より深い部分について
1:37:30	工認評価の妥当性をお示してございます。今回この資料に参考としてその補足説明資料を再建をしております。
1:37:42	今回の審査の検討においては、そちらで確認できておりません指揮所棟の基礎底面よりも浅い部分について、今回モデルの妥当性を検討しているものです。
1:37:55	今回連絡通路に隣接する指揮所棟側のA上部には、一部万目の六甲施工する箇所がございます。
1:38:06	それらについて現状地盤の地盤物性を設定して評価をしており、その理由はマンメイドロックについてはその部分、その範囲が部分的であるため考慮してございません。
1:38:20	そのため本資料ではマンメイドロックの影響を考慮した地盤モデルを用いて一次元波動論による地盤の地震応答解析により地震動を策定してその妥当性について確認をいたしました。
1:38:37	検討の内容になります。ページが(2)の10ページに連絡通路直管の断面イメージ図があります。このように連絡通路の直下には一部マンメイドロックが存在してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:52	続きまして検討方針です。連絡通路の一部については、EL4.5 メーターから 24 メーターまでの範囲が実際には目黒区に置き換えられます。
1:39:06	そこで今回工認でお出ししています。一次元地盤モデルから、その部分の地盤物性をマンメイドロックの物性に置き換えたもので再度検討をさせていただきます。
1:39:20	そのマンメイドロックの範囲をカッコ 2 の 12 ページ、ページに公認地盤モデルに朱書きで追記をさせていただきます。速度層にのすべてと速度と 3 の一部をマンメイドロックに置き換えた一次元地盤モデルで今回検討をしているものです。
1:39:41	1 ページ飛ばしまして(2) - 14 ページにマンメイドロックに置き換えたモデルを記載させていただきます。その次のページに評価に用いた弾性波速度と許可でお示しております。すいません。マンメイドロックの物性値を記載させていただきます。
1:40:02	次に解析の結果をお示いたします。
1:40:07	ページは括弧 2 の 16 ページになります。
1:40:10	基準地震動 Ss 湾を代表して記載をさせていただきます基礎底面位置における加速度応答スペクトルの比較を(2) - 17 ページにお示ししております。
1:40:24	次方向についてはコンマ 02 秒から 1.05 秒程度の周期体においては、マンメイドロック考慮モデルにおける加速度応答スペクトルが得工認地盤モデルにおける加速度応答スペクトルに包絡されていることを確認いたしました。
1:40:43	鉛直方向についても同様にマンメイドロック考慮モデルにおける加速度スペクトルが得工認地盤モデルにおけるものより、
1:40:58	低い応答となっていることを確認いたしました。今回 Ss1 について代表して資料作成しておりますが、制するに地震動についても同じようなスペクトルがあることも併せて確認をさせていただきます。
1:41:14	最後にまとめとしてきて今
1:41:19	発言者内容を記載させていただきます。(2) の 19 番のページ、19 番以降は冒頭で御説明しました緊急時対策棟の指揮所工認の際の補足説明資料を再起動をしているものです。
1:41:35	こちらについては説明はしません省略いたします。以上です。
1:41:43	はい。
1:41:44	はい。規制庁ニシウチです。それでは本件について何か規制庁側からよろしいですか。はい、お願いします。規制庁ナカフサです。まず
1:41:57	10 ページ目の第 1-1 の図において、
1:42:01	このMMRと支持地盤の
1:42:06	指示されている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:09	経営機能範囲で支持されているか、連絡通路の長さにおいてこの指示範囲区別する指示範囲を寸法を書いてもらえませんか。
1:42:20	この指示範囲をこの絵で見ると半分以上MMRが指示しているような形になってるんですけど、これの影響がよくわからないので、それはお願いします。よろしいでしょうか。
1:42:33	。
1:42:35	はい、九州電力の野口です。この図に寸法追記する形で補足説明資料を再度提出させていただきます。以上です。はい、よろしくお願いします。あと15ページ目なんですけど。
1:42:52	15ページ目の第2-2の表でMMRの物性書いてあるんですけど、これは、
1:42:58	どこから持ってきたのか、例えばあるし、仕様書から持ってきたら持ってきたということを明記して書いてもらえませんか。
1:43:06	あともう一つ、ここでせん断弾性係数が8.5口項発して書いてあるんですけど。
1:43:14	これを24ページ。
1:43:18	を見ますとこれ
1:43:20	その前でやった人二次元モデルで見ると、
1:43:24	豆蔵ロックのせん断剛性が9.17とあって、政治が違ってるんですけど、この理由は何でしょうか。
1:43:33	あともう一つ、
1:43:35	表15ページの第2表の中に減衰受、
1:43:40	減衰定数も書いてもらえませんか。以上です。
1:43:58	すみません、少々お待ちください。
1:44:51	はい、九州電力の野口です。MMRの物性値の数字、並びにせん断弾性の数字についてはその他質問についてはこの資料を確認いたしまして、
1:45:06	本資料に追記をいたします。以上です。
1:45:10	。
1:45:13	アンサーの理由ですね、あともう1点、2点ぐらい行ったんですけど、MMRの物性値を決めた根拠ですね。
1:45:25	例えば試験で決めたのか、示方書か何か基準から持ってきたのか。
1:45:30	ざらどいう文献から持ってきたのかというのを明記してください。
1:45:36	ということとあと減衰上層についても記載しててください。
1:45:41	あともう1点すみません、
1:45:45	2-10中で、
1:45:47	図1では

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:51	なんていいですか。
1:45:53	Y方向断面しか書いてないんですけどXa区層厚いわゆる
1:46:00	なんていうのを作って、
1:46:01	23 ページでにある第 2、2-2 の表の二次元のFEMの
1:46:08	基礎モデルであるY方向、双方を両方とも、このMMRの範囲がわかるように寸法の方をお願いします。よろしいでしょうか。
1:46:22	はい、九州電力の野口です。承知いたしました。
1:46:30	引き続き、結果について、ナカフサのほうから質問します。
1:46:37	16 ページ。
1:46:38	では、この検討結果、解析結果を考察してるんですけどもとスペクトル加速度応答スペクトルの差わかりました。それでもう一つ、我々心配してるのは、
1:46:52	やはり地震波動論による現地盤地盤変位ですね。いわゆる
1:46:59	CL級岩盤に乗ったときの変位等MMRの
1:47:04	変異連絡通路の設置、
1:47:08	基盤位置での地盤変位について、比較してみてください、変位が小さければ問題ないんですけど、この変位、この境界部には
1:47:20	ジョイントがないんで、この変位が今の応力解析に問題ないということを確認したいんで、この変位を
1:47:30	の記載のほうをお願いします。
1:47:41	九州電力のトクダです。
1:47:44	ちょっと教えてくださいその岩盤とマンメイドロック変位というところで、この検討している基盤バックマンメイドロック次元のモデルを使えば変位は、
1:47:59	出すことは可能なんですけど、
1:48:02	そもそもそれをマンメイドと岩盤の地盤ですわ。まず一体となって動くというふうに思っていますので、その特性の違いによって変位が
1:48:17	何か生じるというちょっとイメージがあまりわからないんですけども、ちょっともう少し詳細に教えていただけないでしょうか。
1:48:24	単純に言いますと、
1:48:34	うん。
1:48:37	12 ページの第 1 図、第 1-2 図のこのMmは変わるの範囲って書いてあるんですけど、ここで、
1:48:49	連絡通路の基礎地盤の 1 の添変位等。
1:48:55	14 ページの
1:48:59	第 2-1 図の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:02	そのMMRで置き換えたところの基礎地盤底面の変位を見たいということです。
1:49:13	以上です。
1:49:14	はい。起電力のノグチです。今あるた基盤位置での変位を岩盤とMMR、それぞれカッコ2の17ページの後に手続きをするような形で修正をしたいと思います。以上です。
1:49:30	はい。規制庁ナカフサですよろしく申し上げます。それ心配してるのはこの変位で大したことないだろうと思ってるんですけど、剛性が違うんで、その相対変位がもう生じた場合には、そのMMRとCL級岩盤のスズキ協会で、
1:49:47	連絡ツールに夜景影響及ぼさないということを確認したいという趣旨でお願いしてますんで、その答えに対応する部分が変位の示し方をよろしくAのほうをお願いしたいと思います。以上です。
1:50:06	はい、承知いたしました。
1:50:12	規制庁ニシウチです。ほかはよろしいですかね。はい。
1:50:18	じゃあ続けたありますか。
1:50:24	すいません。規制庁ナカフサですと二次元のFEMの結果は特に説明されなかったんで、今ここで質問の方をします。
1:50:38	すでに実施した二次元のFEMの結果、23ページにこの図があるんですけど。
1:50:47	これの
1:50:48	第2-2図-Y断面を見ると、
1:50:53	このMMRと横にある左側抜こうにある旧形状
1:50:59	は、これを見ると、相対変位が、その辺や出てるんではないかと思うんですけど、中央面変位でも構いませんので、
1:51:08	この差が今頼んで一次元モデルとの
1:51:12	このまずこの辺を出して欲しいと。
1:51:17	FEMでも連絡通路なしのこの断面の
1:51:21	変容だし、地表部分のMMRと支持地盤の部分の変位を出してくださいと。
1:51:29	変位のスターがもしあるならば、先ほどやった一次元同士の比較に比べて差が小さいのか大きいのかということを確認し、
1:51:40	両方で見ても連絡するに影響がないということを確認したいという趣旨で思っております。
1:51:49	確かに二次元ではすね連絡通路が入ってないんで正確じゃないかもしれませんが。
1:51:56	大体中部閉院の相談がわかると思って、そういうリクエストしてます。よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:10	少々お待ちください。
1:53:13	はい、九州電力の野口です。先ほどのAと一次元の変位のほうに追記をするときに、この指揮所等の設工認のときのモデルで出した二次元の変位についても条件をあわせて記載をさせていただきます。
1:53:30	以上です。はい、よろしくお願いします。私から以上です。
1:53:41	規制庁イノウエですね、記載の問題だけなんですけれども、(2)－21 ページの1行目、一次元地盤モデルと一次元地盤モデルって書いてあるのは、一次元地盤モデルと二次元地盤モデルの比較だと思うんで修正をお願いします。
1:54:00	はい。期首電力の別です。すいません修正して再度参考につけているものですが、すけども修正して提出をいたします。
1:54:11	はい。それから規制庁イノウエですが、(2)－26 ページから 29 ページの
1:54:19	スペクトル図ですけれども、ここに連絡通路のこういう周期
1:54:26	もう載せていただくとわかりやすいんで。
1:54:30	お願いできますでしょうか。
1:54:37	はい。九州電力の野口です。連絡通路のほうもツツキをいたします。
1:54:45	はい、お願いします。イノウエからは以上です。
1:54:57	。
1:54:57	はい。規制庁に周知すほかはよろしいですかね。本件は、はい。
1:55:02	じゃあ、次の説明事項を続けてお願いします。
1:55:06	はい、基準電力のノグチです。続きまして投資で(2)－4 ページのNo.20 番と 21 番が今回不休形状の影響確認の資料を
1:55:22	応答解析と応力解析両方合わせて作成してますのでそちらの御説明を差し上げます。資料の通すページいますと(2)－31 ページからの資料になります。
1:55:36	概要ですねカッコ 2 の 33 ページに今回のこの影響確認は建家の有する耐震指定への影響がないことを説明するものになります。
1:55:52	(2)を 34 ページです。影響評価方針です。今回旧形状については新規性基準工認で代替緊急時対策所として評価をしているものです。そちらから今回増設等新規開口の設置が
1:56:11	ございますので、つつそちらについて、新たに評価に影響確認をしているものになります。
1:56:19	ねえ。
1:56:21	影響確認用モデルにはそれ以降に記載しておりますような内容を反映して評価をさせていただきます。括弧 2 の 35 ページに概略平面図を添付してございます。X3 通りのやや緊急連絡通路側から
1:56:41	国債が増設分の躯体となつてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:46	その次のページから断面図と、今回称してます。応答解析のモデルを添付をしております。
1:56:55	(2)－39 ページに新規性基準工認モデル機構のモデルと今回影響確認をしているモデルをへの所見を添付をしております。
1:57:10	そこから緒元がカッコ 2 の 42 ページまで記載をしております。(2)の 43 ページからそれぞれのモデルのせん断スケルトンカーブ曲げスケルトンカーブを抄添付をしております。
1:57:26	(2)の 44 ページからは、今回の影響の確認結果になってございます。
1:57:33	影響の確認結果は、
1:57:37	設工認の資料と同様に耐震付近のスケルトンカーブ上に最大応答値をプロットをしております。その結果、新規性基準工認モデルと影響確認をモデルにの最大応答値の大きな差異は見られてございません。
1:57:56	それに変えて影響確認をモデルの最大せん断ひずみについても弾性範囲である今日限界を超えず、具体を弾性におさまるということを確認をしております。
1:58:08	(2)－45 ページ的には各方向の固有値解析結果を添付をしております。
1:58:17	今御説明しました内 4 収益相関図、それと最大応答加速度等を把
1:58:27	工認の 46 ページから添付をしております。
1:58:33	最大応答加速度aについては各係数a検討してございまして、変動率は
1:58:43	1.01. 00 前後となっております、ほぼ影響がないの設だということが確認できてございます。最大応答変位についても、各ケース同様です。
1:58:57	最大応答せん断力について、(2)の 53 ページに記載をしております。こちらについては変動率が 1.01 前後となっております。
1:59:11	そのあとに最大応答曲げモーメント、こちらも 1.10 と約 1.10 ぐらいと最大応答加速度については 1.00 前後となっておりますと、
1:59:26	これらについてそのあとに各方向の県確認結果を添付しているものです。
1:59:34	(2)の 62 ページからせん断スケルトンカーブ上に最大応答値をプロットしたものを添付をしております。
1:59:45	(2)－70 ページからが続きまして応力解析による影響の確認結果をお示ししております。救急救助の増設部分も反映しまして三次元FEMモデルを構築し、応力解析を実施いたしました。
2:00:04	コンクリートの材料上質については記載している通りです。
2:00:13	評価結果については(2)－77 ページに軸力、曲げモーメント面内せん断力について各領域の検定値を記載をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:28	県営それぞれaは判定をいたしまして、浜堤値が 1.00 未満であることを確認をしております。
2:00:40	次のページに面外せん断応力度についても同様の確認をしております。
2:00:48	最後(2)－79 ページにまとめを記載しております。新規性基準購入モデルとの今回の影響確認をモデルについて、最大応答値には大きな差異が見られてございません。
2:01:03	また最大せん断ひずみについても影響限界を超えてございまして応力解析につきましても壁やねん基礎版に生じる確保応力が影響限界を超えないことを確認しました。
2:01:18	以上により今回増設部分について耐震性を与える影響はないと確認をしております。
2:01:26	確認事項リストの 20 番と 21 番の内容は以上になります。
2:01:34	はい。規制庁ニシウチですそれでは本件について何かありますか。
2:01:43	規制庁の藤川です。
2:01:46	資料の両括弧 2 の 62 ページをお開きください。
2:01:53	資料の両括弧 2 の 62 ページの
2:01:56	図、第 2－5 図の
2:01:59	せん断スケルトンカーブ臨ま(エ)のどこなんですけど、これ誤記の修正なんですけど、タイトルが新規性基準工認モデルの新規制の関係が間違っていて、新しいを示すような新規制っていう感じになっているので、
2:02:16	62 ページから 69 ページまで同じような動きがあるので、ここの修正をお願いいたします。いかがでしょうか。
2:02:26	はい九州電力ノグチです申し訳ございません。修正いたします。
2:02:36	はい、お願いします。では次に、資料表(2)－70 ページをお開きください。
2:02:45	定量括弧 2 の 70 ページのところで、応力解析による今回の影響評価の説明が始まるんですけども、
2:02:54	ここをちょっと読んでよくわからなかったのが、応力解析のところですね、今回増設及び開口部新規開口の設置をするということで、どんな影響があるかということをお聞きしたいんですけども、
2:03:09	補足の説明資料で見たかったんですけども、
2:03:12	地震応答解析のほうは、
2:03:15	ちょっと説明が詳しくあったんですけども、
2:03:18	応力解析のところですね、新規性基準工認モデルと影響評価モデルでのちよっと差異があるかっていうのが何か明確に書かれていないんかったんです

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けれども何となくわかるんですが、ちょっともう1回その際ですね、新規制基準工認モデルと影響評価モデルで、
2:03:37	その応答応力解析のところ導入部な差異があったのかっていうのをちょっと御説明いただけますか。
2:03:58	九州電力のトクダです。応力解析につきましては新規制
2:04:08	企業ですね、すみません規制庁にですけど、しているような
2:04:15	すみません、少しだけよろしいですか。ちょっと音声小さいのと若干ノイズが入って聞こえづらいので少しマイクに近づくとか工夫をいただけますか。いかがでしょうか。
2:04:29	すみません九州電力トクダです今大丈夫でしょうか。はい。規制庁ニシウチ村政明瞭になりました様で恐縮ですけど最初から御説明改めてお願いします。
2:04:42	はい。
2:04:43	応力解析につきましては新規性基準時ですねにつきましては次のカッコ2の71ページに記載しているようなですね三次元FEMモデルではなくて、もっと簡易的な
2:04:59	モデルを使って評価していましたので、ここではちょっとテーマ比較ん通信づらいというところもありましたのでちょっと今回の結果しか載せていませんでしたが新規制基準との差異につきましてはもうちょっと
2:05:16	そこら辺も踏まえてですね、追記はしたいというふうに思っております。以上です。
2:05:49	規制庁の藤川です。
2:05:52	今の説明承知しました。でもちょっと御説明いただいた内容が
2:05:58	ちょっと補足説明資料にて読めるようにしておきたいので、両括弧2の70ページの辺りにでもですね、新規性基準工認モデルのときには、このような解析等の解析をやったかかっていうのをちょっと記載しておいていただいて、
2:06:16	今のことが読み取れるように記載を適正化していただくてもよろしいでしょうか。
2:06:25	はい、九州電力の野口です。承知いたしました。
2:06:41	すみません、既設ヤスタですが、2-35ページを見ていただきたいんですが、ちょっと1点わかっていないのが増設分。
2:06:53	というのが破線から右側が新たに設置。
2:06:58	規制配置さで設置されるということなんですけど。
2:07:02	これが緊対所とどのように結合されるのかがちょっと
2:07:07	よくわからなくてもし、すでに御説明であれば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:11	そどこどのときに説明したか教えていただければいいんですが、御回答お願いします。
2:07:27	はい、九州電力がノグチです。共同増設分の点線の辺りを
2:07:34	言われているかと思いますが、こちらについてはもともと躯体がございまして、その具体について発停を撤去するようにしてございます。その後それより右の
2:07:51	ヤギが壁既設の壁に接続するような形になるかと思いますが、ここについては後施工アンカーを打って鉄筋を具体に差し込んで一体化させるというような施工を通常してございます。
2:08:06	以上です。
2:08:09	はい。
2:08:10	90 ヤスダです。今の口頭でご説明いただきました。どこを撤去してどこ入っ新たに
2:08:19	接続後施工アンカー等で接続するのかっていうことを詳細に御説明ください。今後資料で確認させていただきます。お願いします。
2:08:35	はい、九州電力の野口です。
2:08:40	どんな域にアンカーを打つとか細かい話をちょっとづらい部分もありますので、どの辺りレートを撤去してここをつなげますというような内容を追記をしようと思います。以上です。
2:09:02	はい。聞いてそれで精度今回影響評価モデルで三次元FEM解析の中で、
2:09:11	この整理を追加して一体で国会セキしている、いると思うんですが、その一体。
2:09:18	当できるその理由ということでものをどういった施工で実現しているのかということを確認したいと思っておりますので、そういった趣旨での御回答をお願いいたします。
2:09:34	はい。九州電力の野口です。既設の壁に新しい対応を接続する際は、
2:09:43	後施工アンカーの合成指針か何か正しい名称を記載しまして、基準に従って施行する旨も合わせて追記をしたいと思います。以上です。
2:09:59	規制庁ニシウチです。よろしく申し上げますほかはよろしいですか、本件は、
2:10:05	はい、じゃあえっと資料2は以上でしょうか。よければ続けて資料3のほうの説明をお願いします。
2:10:15	はい、九州電力のノグチで受けまして資料3の御説明をさせていただきます。耐震関係の説明事項リストということで、このリストのNo.1からNo.8まで。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:32	については活動に関する検討も補足説明資料につきまして、前回のヒアリングで提出をいたしました資料から記載を充実しているものになってございます。こちらについては、各々の説明項目はあるんですけども、
2:10:53	今回掲出しております資料を訂正再度御説明をさせていただきます。
2:10:58	ページにつきましては(3)の3ページからの資料をAPD輸出をしてございます。
2:11:09	先ほどの御説明をいたします。(3)の6ページから検討方法を記載をしてございます。建家の活動については二つの指針に検討方法が示されてございます。時約-461-1987と基礎構造の設計指針、
2:11:28	に記載をしてございます。今回につきましては基礎構造設計指針ではなく、
2:11:38	接地圧の評価の際には弱の4601を用いて、
2:11:42	すいません。弱の46①についてAを用いて設計検討をしているものです。
2:11:50	次のページに過去3-7ページに建屋の発生活動の検討フローと建家の概念図を記載をしてございます。
2:12:02	こちらについても少し記載を充実しております。
2:12:05	活動の検討フローです。検討開始しましてまず、基礎底面のみ検討を考慮しまして活動を検討しております。今回2パターンございまして、規則ならしコンクリートパンの活動の検討。
2:12:20	とならしコンクリートと岩盤間の活動の検討とパターンしてございます。それにそれらにおいてすいません活動の時期が一部間違っております申し訳ございませんと2番のところではそれらでNGが出た場合は建家が追い込まれている部分、
2:12:39	もう拘束する力を考慮しまして活動を検討すると、それらを経て検討を終了するというようにフローを充実させていただきます。
2:12:50	今回につきましては(1)番の検討のみでオッケーでしたので検討を終了してございます。
2:12:58	第2-2-2図に建屋の活動に対する概念図を記載をしてございます。こちらについては基礎とその下にならしコンクリートが施工され、その岩盤が不陸がある状態を
2:13:16	今回追記をして概念図を少し見やすく修正をしてございます。
2:13:23	次(3)の8ページからです。こちらについては再稼働時のAに提出資料いただきました評価と同じような評価の手法になりますが、評価結果を記載してございます。
2:13:38	まず基礎とならしコンクリート間の活動の検討をいたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:45	まず基礎底面の摩擦力をまとめてございます摩擦力については建家の重量に
2:13:56	二つ係数のコンマ6を掛けまして摩擦力を算定してございます。
2:14:03	次に基礎底面の粘着力を検討をしてございます。こちらには原子力安全基盤機構、JNES報告書と今後呼びますがそちらにそちらに行って作成しております毛利クーロンの赤字を形式を用いてございます。
2:14:24	JNES報告書がございまして、こちらについて、
2:14:30	レベルコンクリートと基礎コンクリート間コンクリート／コンクリートコンクリート間の付着力の平均値が算出されてございます。こちらについてはコンマ6ニュートン600kgに600kNとして記載がしてございます。
2:14:48	摩擦係数は0.6でございまして粘着力が下の式で求められてございます。
2:14:56	JNES報告書による付着力の平均に摩擦係数を掛けまして、それに建家の低迷セキをかけてございます。それから今回の地震応答解析で求められました。最初の接地率、
2:15:14	67%を掛けまして、基礎底面の粘着力としてございます。
2:15:19	粘着力等を摩擦力をといたしまして、これらを足した値を基礎底面の活動に対する抵抗力として期待してございます。
2:15:34	次のページに行きまして基礎とならしコンクリート間の
2:15:40	確認をしてございます。基礎底面に作用する水平地震力を今回確認しました活動抵抗力が上回っておりますので、活動はしないと評価をしている内容になってございます。
2:15:56	続きまして3ポツ2でならしコンクリートと岩盤の結果活動を検討してございます。
2:16:04	これらについては前回提出した資料と式で用いている式は変わってございます。
2:16:12	基礎底面に活動の検討結果のほうに行きますと、水平地震力に対して活動抵抗力を上回っており、建家の活動が起こらないことを確認をいたしてございます。
2:16:28	その次のページから参考として資料を添付してございます。
2:16:33	まず参考1で基礎浮き上がりの検討してございます。ここでは
2:16:43	検討方法のところに記載してございますが、応答解析の結果の最大転倒モーメントが浮上がり限界モーメントを上回る場合に基礎が浮き上がりとして検討してございます。
2:16:56	M0を浮き上がり限界モーメントを算出しまして、そこから最大転倒モーメントを確認してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:07	基礎浮き上がりが発生しないために必要な付着力を次に検討をしてございます。
2:17:15	その基礎浮き上がりが発生しないために必要な付着力に対しまして、今回減圧報告書による付着力、コンマ6ニュートンをJAに押してますので、必要な付着力がJNES報告書によってARとされる付着力より低いこと。
2:17:35	確認しましたので、掃気上がりしないということを確認をしてございます。
2:17:43	続きまして参考2になります。
2:17:46	参考2のほうでJNES報告書の付着力であるコンマ6ニュートンの適用性の確認をしております。JNES報告書に記載される。材料条件と今回
2:18:02	本工認の施工はまだですので、つまりの休憩所旧形状の施工日程用いたコンクリートと比較をしております。こちらが参考2-1表になります。
2:18:18	そこ骨材の災害三方水セメント比、再骨材率際に水量等を試験結果がございまして、それと実機と記載しているところが旧形状のaコンクリートの値でございます。
2:18:33	こちらについてはほぼ同様の条件で施工都市圏がされていることを確認をいたしました。
2:18:41	続きましてコンクリートの圧縮強度について比較をしてございます。
2:18:47	これらについても
2:18:51	両層の基礎コンクリート仮想となるならしコンクリートそれぞれJNESと実機と比較しまして、同等であることを確認をいたしてございます。
2:19:02	次三番のところでジェイ・エム・エス報告書の試験体による考察がされておりますJNESの試験体は上層在荷総代ともに鉄筋が排菌されている試験体でございます。
2:19:18	正しい今回連絡通路基礎下に設置するならしコンクリートについては無菌コンクリートを施工しておりますし、施工いたします。試験体と実機で条件が異なるのですが、
2:19:34	JNES報告書の表面観察結果により、一部見直し検討においては仮想材に入っている鉄筋位置で剥離が生じていることも記載がされてございます。
2:19:48	このことからもう鉄筋が入っていない連絡する基礎下のならしコンクリートのほうが保守的な条件であると考えてございます。
2:19:59	接合面の状態についてもJNES試験の仮想材については、うち次処理等を行っておりませんが、実施時期では0+等の除去の実施をいたします。
2:20:12	それによってJNES試験体と実機の設計実験接合面の状態は同等もしくは保守的であると考えてございます。これらの結果から、JNES報告書による付着力は基礎とならしコンクリートPARの活動の検討に適用、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:30	できると考えてございます。
2:20:34	次 3-16 ページから管板及びならしコンクリートの施工状況を記載をしております。
2:20:42	上に 25.20m、JALレベルの平面図を記載しております。
2:20:49	その下にさがCL級の出現状況の写真を添付をしております。
2:20:57	このEL25.20m平面図に(エ)と括弧Bの矢視が記載をされているのですが、この位置がまず括弧へのや市からの写真を今回は添付をございません。申し訳ございません。
2:21:15	括弧B燃やしもし少しずれておりまして、実際には旧形状の四角い躯体
2:21:25	の端部のが、端部辺りの岩盤の様子を写真を撮ったものになります。
2:21:34	下の写真で言いますと、官房持つ格好持つるかつての社員の右側に見える不陸の内部コンクリートがならしコンクリートで岩盤を持っているさっているところが砂岩CLクラス付言しているところ。
2:21:50	になってございます。
2:21:59	こちらについては、すいません記載をただしさせていただきます。
2:22:04	申し訳ございません。
2:22:06	もう最後に連絡するもの埋め込み状況について、こちらをまず従前の資料だと、冒頭のところに付けていたのですが、参考の一番最後のところに、
2:22:19	健康な岩盤またはマンメイドロックに囲われておりかつ発生しないというものを最後についてをしているものです。
2:22:27	介護格差の 13 ページのところに平面図と、設置状況について
2:22:36	図面を添付をしております。
2:22:39	(1) 番から(8) 番までの説明項目の内容を反映した資料は以上になります。
2:22:49	。
2:22:51	はい。規制庁ニシウチです。真お金まとめてですけれども、規制庁側から何か確認事項ありますか。
2:23:03	。
2:23:04	規制庁井上です。(3)-17 ページで連絡通路は埋め込まれてるから活動が発生しない。
2:23:13	と考えられるということなんです、これは短辺方向にはいえるんですけども、長辺方向ですと、基礎間に隙間があるので、こういうことは言えないのかなと思うんですがいかがでしょうか。
2:23:41	はい、九州電力の野口です。こちらの記載ですが、短辺方向の方が活動について厳しい状態という条件にあると考えておりましたので、岩盤またはマンメイドロックという記載をしていたところでした。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:00	規制庁井上です。誤解される方もいるかもしれませんので、長辺方向には適用できないとか何か、そういったことを入れていただけますか。
2:24:14	はい。期首電力のノグチです短編方向については、洞爺短編方向について書いていることがわかる内容を追記いたします。以上です。
2:24:25	はい、お願いします。
2:24:33	。
2:24:34	はい、規制庁中房です。
2:24:38	両括弧 3 の 6 ページから 11 ページ目。
2:24:42	に活動の検討についていろいろ書いてあるんですけど。
2:24:47	まず 9 ページ目。
2:24:53	基礎底面の粘着力を見るときに接地率を 67%としてるんですけど。
2:25:00	これ一度議案あればですね、粘着力を回復しないと思いますとなると両方両端金あるとすれば接地率は 34%になると思いますんで。
2:25:14	設置率自体は図 34%で計算すると思うんですけど、何で 67%でいいのかという合理的な説明をお願いします。
2:25:26	稟議点目。
2:25:28	10 ページ目なんですけど、10 ページ目の 3-2 のならしコンクリートと岩盤の間の
2:25:37	検討が活動の検討において、
2:25:40	基礎底面は支持地盤時、
2:25:44	うんが十分にかみ合うことから本検討の活動抵抗力は岩盤のせん断抵抗力とするという記載があるんですけど十分にかみ合うからこの部分は浮き上がりを考慮しないという判断してると思うんですけど。
2:26:01	その根拠っていうのはどういうことでしょうか。
2:26:05	いわゆる浮き上がらないっていう根拠が何かいまいちこう定量的というか合理的な説明がないなという思っております。
2:26:16	以上 1 番目。
2:26:19	いわゆる設置率の問題、2 番目噛み合で浮き上がり考えないんかっていう問題が
2:26:27	明確に説明がする困難な場合は、
2:26:31	7 ページに変にありますように、第 2-1 図の活動の検討フローで、
2:26:38	両括弧 2 の
2:26:40	その埋め込みを考慮した活動の検討までやればですね多分。これ受動側の増厚を見てみたり、多分、地震時手動 5 働かないと思うんで。
2:26:53	この問題解決すると思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:55	だから、場合によっては埋め込みの検討したほうがいいのかなあと考えております。
2:27:02	以上です。この見解について9電さんの意見があればお聞かず性ください。
2:27:08	以上です。
2:27:13	はい、すいません、少々お待ちください。
2:28:03	はい、九州電力の野口でございます。まず接地率67%で考慮しているという点に関しましては、三坑一意に記載をさせていただいてます通りに、
2:28:19	基礎浮き上がりの検討のところ、ま腐食が十分にあるので基礎が浮き上がりませんという内容も含めて、セキ率を67%として計算をしているものになります。
2:28:36	十分にかみ合うという記載についても、参考1に規定の記載用を考慮した上で、不陸回りますし、十分にかみ合うのdという、少し定性的ではありますが、
2:28:53	そういった思想で検討をしているものになります。以上です。
2:29:00	規制庁ナカフサです。参考1とか見てるんですけど、では参考事象をベースに云々恵み押しして浮き上がりはしないというほう素の計算をしないと、全体のシナリオは成り立たないと思うんですね。
2:29:20	ですから、建家のその設置率の計算のときに、この計算を含めてだから埋め込みがあるから、とかです。この粘着力が満足してるから浮き上がりをしない。だから、
2:29:36	こういうモデルでいいんだってという話をしないと何か都合のいい時だけは、この参考1を使ったりしてるように感じます。ここら辺はやっぱり突っ込まれると我々も、
2:29:49	回答なしという条件で、これの
2:29:54	何か理屈をうまく使えないといけないと思っております。それは事業者さんぜひ考えて欲しいと。
2:30:00	2番目はこれでぱっと定性的な話なので、
2:30:05	じゃあ、定量的に何かわかるかって言われたときに結構我々もやっぱりね、外部から来やると結構つらいものがあるんで、これについては、
2:30:16	やっぱり、もう実際はめ込んで設定でなかつ、
2:30:20	発表保護MMRでやるんだから、
2:30:23	それはちゃんと評価して、埋め込みモデルでやってるというシナリオにしたほうがいいと思います。いかがでしょうか。
2:30:47	すいません九州電力のツヅキと申します。
2:30:50	今コメントいただきましたように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:54	形鋼で分けている 67%にしていけて参考の資料のほうでは浮き上がらないと言っているということでちょっとストーリーとしては、おっしゃる通りかなと思います。
2:31:07	むしろ
2:31:09	付着力空母がありますので、浮上がりとしては発生しないので、A3 の 9 ページのこの粘着力のところの接地率の 0.67 っていうのをかけないほうが、我々の主張としてはそちらのほうがいいのかというふうに
2:31:27	思っております。確かに埋め込みについてはですね、短編方向について埋め込みのがありますので、そこは検討させていただきましてええと長辺方向につきましては、今言いました通りのように、
2:31:46	弁閉付着力により浮き上がりが発生しないということで、この
2:31:53	評価式の粘着力の接地率のところの 0.67 をかけない形の評価結果とさせていただきますと考えておりますが、いかがでしょうか。
2:32:06	はい。
2:32:11	なんか基本的な考え方わかったんですけど
2:32:16	今おっしゃった市なりをちょっと名とわかって矛盾がないように説明できるようなシナリオでつくれるでしょうか。
2:32:28	なんか、短辺と長辺方向が違う理由を明確にしてだから短辺方向は浮き上がらない形で見込みを考えてもいいんだと手帳、米で長辺方向は、
2:32:43	粘着力がある中で、
2:32:46	うまくつじつまつくのかなという、ちょっと
2:32:51	疑問があるんですけど。はい。
2:32:54	ちょっとそこら辺について考えがあれば教えてください。
2:33:00	九州電力のツツキでございます。今ちょっと口頭で言ってはっきり明確に別名できてないところがございますので、今こちらで考えたし、ものをですね、資料に落とし込んで細部説明させていただきたいと思います。
2:33:25	ちょっと待ってください。
2:34:14	すいません。今言ったストーリーの中で、
2:34:18	じゃあの申請モデルも埋め込みを考慮するとしたモデル、
2:34:25	やって全部復水ずまわしたほうが綺麗かなと思ってるんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。今その答え出すっていうわけじゃないんですけど、その建屋のほうを恵み抗力するしないっていうモデルとこの活動のモデルっていうのは、
2:34:42	矛盾がないような形。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:45	なんていいことってるように思われぬようなシナリオ作ぬないといけぬという趣旨で考えられてると思うんで、そこら辺のシナリオができたなら1増、きかせて流れればと思っております。よろしいでしょうか。
2:35:03	はい、九州電力ノグチでちょっとシナリオというか検討フローを再考しまして、もう一度議論させていただきたいと思ひます。以上です。ありがとうございます。
2:35:18	はい、規制庁の中瀬です。よろしくお願ひします。
2:35:23	事故。
2:35:39	。
2:35:44	はい。規制庁ヤスダです。江藤さんの7ページご覧いただきたいんですが、風呂の方、前回に比べましてわかりやすくなつてありがとうございました。少しだけ
2:35:59	ご検討いただきたいのが、
2:36:01	(2) 飲め込みを考慮した検討フローまで落ちたときにNGで検討開始に戻るといふ流れの中で、通常こついったフローつていふのは、条件を変更するとか、
2:36:15	工事対策をするとか、こついった
2:36:19	こつが入つてくると思うんですけど、これ検討開始に戻つてしまつて同じこつをグルグル繰り返しかけななのでそこがわかるよふ流れになるかと思ひますので適正化のほうをお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。
2:36:35	はい、九州電力の野口です。おつしゃられてる通りだと思ひますので活動検討がNGになつた場合に条件を再再考するよふフローにしまして再度検討するといふよふに落ちるよふに変更をさせていただきます、
2:36:56	先ほどの話と一緒にこつと資料は提出をさせていただきます。以上です。
2:37:02	はい、御対応をお願ひいたします。あと、最後ですぬ一つ、3-10ページで、
2:37:08	3ポツに直しコンクリートと岩盤の間の活動の検討ですが、やはりこれは
2:37:19	この検討からできる条件つていふのは、
2:37:23	基礎となる仕込んより強度が低いこつがやはり前提になり、なると思ひますので、こついったこつが出資がわかるよふな記載を、
2:37:34	加えておいていただきたいと思うんですけどできますでしょうか。いかがでしょうか。
2:38:07	はい。九州電力の野口でございます。
2:38:12	この検討するに当たつて必要な条件の強度の話ですとか、こついうところは少し記載を充実します。以上です。
2:38:25	はい。こつと補足いたしますと、例えばコンクリート示方書ダム辺なんかを見ると、コンクリートとコンクリートの境界面といふのは圧縮強度の38分の1とかこつという記載があつて地盤より十分に高い。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:44	ということがわかります。そうすると、どっちが先に壊れるかという、ならしコンクリートと地盤のほうかなと思います。そういうことが踏まえて、フローがこう落ちてくるような
2:38:57	検討フローにすべきかと思しますので、そういった趣旨での記載のほうも充実化をお願いいたします。いかがでしょうか。
2:39:12	九州電力のトクダですけど今回のフローとして、今回のフローとしてはですね、岩盤とならし根拠
2:39:24	の間であるとかですねならしこんと時そうこんな間どちらが弱いかというよりはですねもどちらも検討しますというようなフローにはしていますので、その上で今ヤスダさんがおっしゃられたように、
2:39:41	今界面で滑る
2:39:45	よりも早く、もちろん流し込んですとかそこら辺のあたりがそもそも破壊しないというような前提はありますので、あそこら辺は追記しようかなというふうに考えております。以上です。
2:40:00	よろしくお願いいたします。以上です。
2:40:29	はい。規制庁ニシウチです他は大丈夫ですかね本件は、はい。
2:40:35	じゃあ活動関係はここまで出続けて次の説明事項No.9からですかね。お願いします。
2:40:42	はい。九州電力ノグチでございます。続きまして遮へい体の徹底に係る開示の話につきまして、Sheridanについて応力解析なく地震応答解析の結果により評価している旨を
2:40:58	記載を充実しております。資料につきましては、(3)の19ページからになります。こちらについて前回のヒアリングで提出した資料に一部追記をさせていただきます。cup3の20ページの3ポツのところに、
2:41:19	当該壁は指揮所設置工事に係る工事計画認可申請において、応答解析にて評価を実施していることから、確認を実施したと°解析で評価していることがわかるように記載をさせていただきます。
2:41:34	こちらはツヅキ別のでセキした部分のみ御説明いたします。以上です。
2:41:47	規制庁ニシウチです。本件についてこちらが行われますか。
2:41:53	はい。
2:42:15	規制庁ニシウチです他形状がよろしいですかね。はい、じゃあ、続けて次の説明事項お願いします。
2:42:25	はい、九州電力の野口です。続きましてナンバー10の風荷重を積雪荷重についての考慮にも考慮資料の記載を適正化させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:39	説明項目が積載荷重の中に積雪荷重も含まれるぐらい引いて資料を追記してございます資料は括弧 3 の 22 ページからの資料になります。
2:42:54	外筒該当箇所については格差の 31 ページの比較している表に追記しております。
2:43:02	こちらにお示ししてます通り、地震荷重と組み合わせる積雪荷重については 210 ニュートンで今回考慮している積載荷重は 820 トンでございます。中にと いう記載を追記しておりますのでこの積載荷重に 210 ニュートン含んでい
2:43:21	という記載を時追記充実活動を再度提出いたしました。10 番の内容以上になります。
2:43:31	。
2:43:32	はい。規制庁ニシウチですけども、規制庁は保管コメントありますか。
2:43:39	はい。
2:43:44	はい。それでは次の説明事項最後ですかね。続けてお願いします。
2:43:51	九州電力ミヤモトでございます。No.11 の御説明をさせていただきます。説明事項説明項目につきましては、除雪、除灰等耐震評価について説明すること いうことでいただいております。
2:44:07	資料をバックアップを 3-33 ページになります。
2:44:13	まず 2 ポツ 1 のところで、耐震班地震と火山の組み合わせについて書いて おりました、
2:44:20	それぞれ機能が十分小さいことから、重畳は考慮してございません。
2:44:26	そのため、地震と火山による荷重の組み合わせは行いません。
2:44:32	次にポツに、
2:44:33	地震と積雪の組み合わせにつきましては、積雪の荷重の継続時間が長い ので、組み合わせを考慮して適切に組み合わせさせていただきます。
2:44:44	の考慮している積雪荷重につきましては先ほどもありましたように、建築基準 法。
2:44:50	の立て付け区域における、
2:44:53	組み合わせを考慮して評価をしております。
2:44:58	次に 3 ポツで火砕物及び積雪に対する設計上の配慮ということで、
2:45:06	火砕物による荷重と積雪による荷重に対して、屋外に設置するクラス 1 に、
2:45:12	等の設備につきましては構造健全性を維持する設計としてございます。
2:45:17	クラス 3 に属する設備につきましては、除灰修復等、
2:45:22	あとにするなどにより、安全機能を損なわない設計としてございます。
2:45:29	B に置く場合に設置される SA 設備につきましては、セキに除灰除雪を行う ことで、影響を受けない設計としてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:39	運用上の配慮ということで4ポツに記載してございます。
2:45:45	ちょっと評価を行う屋外のクラスー、二設備の部分につきましては、
2:45:49	影響評価にて確認した降下火砕物の層圧を超えないように、
2:45:55	除灰を行います。
2:45:57	積雪の課税につきましては降下火砕物による荷重に、
2:46:02	と比べて十分小さいので、
2:46:04	状況に応じて、
2:46:06	除雪を行うように考えております。
2:46:11	ポツ2で
2:46:13	今日移動評価を行わない施設につきます。
2:46:17	農地で共同評価を行わない施設として、
2:46:21	屋外のSA設備などにつきましては、状況に応じて除灰除雪を適宜実施するように考えてございます。
2:46:29	御説明は以上でございます。
2:46:32	はい。
2:46:35	規制庁ニシウチです。1点だけですけど。
2:46:39	最後の4.2のところの
2:46:42	ちょっと過去ご説明いただいたかもしれないですけど。
2:46:46	この状況に応じ情報は一番及び除雪っていう状況っていうのは具体的にどう いう想定なんでしたっけ。4.1のほうで言うと共同評価で確認した層圧を超えない っていう多分状況があると思うんですけど、4.2のほうの状況に応じて具体的 にどういう状況を想定してるんでしたっけ。
2:47:04	要はなんか全く多分あの全く詰まらないように除灰除雪なんで不可能だと思っ ていて、ある程度のその影響が出てくる。
2:47:12	有意な影響が出てくるような層厚ないし除雪の裾野市積雪深
2:47:18	ていうところはある程度めどを行って管理してるのかなと思うんですけど。
2:47:23	そこの状況の御説明だけ追加でお願いします。
2:47:27	はい、九州電力ミヤモトでございます。実際に屋外のSA設備などにつきましては、
2:47:34	班員の
2:47:36	積雪量は1cm透明度で除灰を開始するというふうにしております。除雪に雪 につきましては10cm。
2:47:46	コメント20階か常設を行うというように付議をしております。以上です。
2:47:54	はい。規制庁ニシウチですんでまあっていうことは結局乗cmの降下火砕物の セキと、あとは10cmの雪

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:04	による加重っていうのは、
2:48:07	結局その強度評価の内数に含まれているというか強度評価で確認した設計に対して有意な影響を与えないからその程度で完了してるっていう趣旨だと思うんですけど、ちょっとこの後の状況の部分具体化する意味でちょっと今の趣旨をもう少し具体化するなどの拡充いただいてもいいですか。
2:48:29	九州電力ミヤモトでございます。個目と一貫しました。
2:48:35	資料を修正いたします。以上です。
2:48:38	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。本件耐震部門はよろしいですかね。はい。
2:48:45	それでは今日の説明事項は以上起こったと思いますが、規制庁がこの全体通して何か。
2:48:54	中に青なさい。
2:48:58	規制庁ニシウチです失礼しました。
2:49:00	そっからツヅキがありましたね、失礼しました。続きの説明事項九州電力からお願いします。
2:49:09	九州電力のミヤザキです。続きまして両括弧3の2ページの内容について御説明いたします。またNo.12ということで、地盤の自然に係る基本方針の補足説明資料に対しまして、時以降に呼び込むことについて記載を充実化することということで、
2:49:29	ございましたので、記載のほうを充実してございます。資料のほうが、両括弧3の34ページから
2:49:37	でございます。
2:49:39	こちらはですね、前回、前回の冷えヒアリングのほうで御提示しました資料に赤字の方がツヅキ今回追記した箇所になってございます。
2:49:50	2パラグラフ目にですね、
2:49:54	具体的に追記させていただいてまして、そもそも緊急時対策棟設置位置付近の地質というものが
2:50:02	発電用原子炉設置位置と同様の地盤でFPを基盤として、確認してございますということで、その旨の文書と35ページにつきましては、審査会合資料の
2:50:17	資料抜粋しまして、こちらに記載をさせていただいてございます。
2:50:22	また、340ページですね、こちら地質断面図にも同様の旨の記載を追記させていただいてございます。
2:50:32	また、45ページですね、速度構造につきましても設置許可に
2:50:38	の記載された対応、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:41	用いているという旨も追記させていただいてございます。説明のほうは以上です。
2:50:50	うん、はい。規制庁ニシウチですけれども本件は、何かコメントありますでしょうか。
2:51:01	A規制庁ニシウチです。それではスズキ本件は特にないので次の説明事項最後ですかね、13 番をお願いします。
2:51:11	はい。起電力を結ぶNo.13 物出します組み合わせについて、鉛直制限の最大値同士が重ならないことを出しをいたしましたので、やっぱりCを作成をしてございます。
2:51:27	国産の 50 ページからの趣旨からの資料です。
2:51:33	時刻歴について組み合わせ係数法を使用することの妥当性は前回のヒアリングでご説明をしたところでしたが、今回図 5 を新たに添付をしてございます。
2:51:48	(3)の 51 ページの検討結果のところを文言で記載をしていますが、
2:51:55	水平方向の地震力による縁応力の最大値は 13.73 秒に発生をしてございます。それと比較しまして 2-2 図の事項 6 度の最大値、
2:52:10	もうコンマ 035 ニュートンにして 16.32 秒に発生しているものです。
2:52:17	ウェイそれぞれ時刻には 2.59 秒差があり、同時にはさ最大値が採用してないことが確認ができます。
2:52:28	には 3 図により壁の時刻歴不調力の延長コードの時刻歴実行力動を重ね合わせた場合の不調応力度の最大値は 1.12mとなります。一方組み合わせ係数法によるかけ合わせをした場合は、
2:52:48	1.132トンとなり、組み合わせで、そこを用いることの妥当性は確認ができてございます。次のページ、今御説明しました 1.1 ニュートンの秒数と駒沢 3 号にそんな秒ずつ、
2:53:04	もう重ね合わせるときの最大値の秒数を今回新しく補足をしてございます。
2:53:14	内容以上になります。
2:53:19	はい。規制庁ニシウチレース本件コメント確認事項ありますでしょうか。
2:53:28	規制庁イノウエです
2:53:31	記述だけなんですけども、3-52 ページの図の 2 の
2:53:36	e-2 の図のタイトルが、被告軸、
2:53:40	府中応力度になってるんで時刻歴。
2:53:44	修正をお願いします。
2:53:48	はい。失礼いたします定いたしました。
2:53:57	規制庁ニシウチですほかはよろしいですかね。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:02	それではすいません改めて本日の説明で実行以上かと思えますけども規制庁側から全体通して確認事項あります。
2:54:11	よろしいですか。
2:54:13	はい。当九州電力側から資料 2 と資料 3 について補足確認内視鏡のやりとりの中で確認しておきたい点等ありますでしょうか。
2:54:24	はい。期首電力土建本部で性資料 2-23 についてはございません。以上です。
2:54:31	はい。それでは今日のヒアリングはここまでにしたいと思えます。今日いろいろと事実確認事項のコメントさせていただいたと思えますので、また資料作成いただいで御提出をいただければと思えます。よろしくお願ひします。それでは今日のヒアリングがここまでにしたいと思えますありがとうございますと。
2:54:51	ヤマシタ認めました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。